

令和4年12月16日
(金曜日)

令和4年 第7回幌延町議会（定例会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 一般質問
 - 6 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 7 議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 8 議案第2号 職員の降給に関する条例の制定について
 - 9 議案第3号 幌延町空家等の適切な管理に関する条例の制定について
 - 10 議案第4号 幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
 - 11 議案第5号 幌延町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
 - 12 議案第6号 幌延町町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
 - 13 議案第7号 幌延町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
 - 14 議案第8号 幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び幌延町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 15 議案第9号 令和4年度幌延町一般会計補正予算（第5号）
 - 16 議案第10号 令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 17 議案第11号 令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
 - 18 議案第12号 令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 19 議案第13号 令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 20 議案第14号 令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 21 議案第15号 令和4年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 22 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
 - 23 発議第2号 閉会中の継続調査について
(閉 会 宣 言)

本日の会議の順序

日程第 1	開会宣言及び開議宣言 会議録署名議員の指名	日程第 8	議案第 2 号 休憩宣言
〃 2	会期の決定		開議宣言
〃 3	諸般の報告	日程第 9	議案第 3 号
〃 4	行政報告	〃 10	議案第 4 号
〃 5	一般質問	〃 11	議案第 5 号
	休憩宣言	〃 12	議案第 6 号
	開議宣言	〃 13	議案第 7 号
日程第 5	一般質問	〃 14	議案第 8 号
	休憩宣言	〃 15	議案第 9 号
	開議宣言	〃 16	議案第 10 号
日程第 5	一般質問	〃 17	議案第 11 号
	休憩宣言	〃 18	議案第 12 号
	開議宣言	〃 19	議案第 13 号
日程第 6	同意第 1 号	〃 20	議案第 14 号
	休憩宣言	〃 21	議案第 15 号
	開議宣言	〃 22	発議第 1 号
日程第 7	議案第 1 号	〃 23	発議第 2 号
			閉会宣言

出席議員（7名）

議長	8番	高橋秀之
	1番	高橋秀明
	2番	佐藤忠志
	3番	斎賀弘孝
	4番	植村敦
	5番	無量谷隆
	7番	西澤裕之

出席説明員

町長	野々村 仁
副町長	岩川 実樹
教育長	青木 順一
農業委員会会長	小島 和博
代表監査委員	成田 義弘
総務財政課長	早坂 敦
住民生活課長	古草 勝

保健福祉課長 村上 貴紀
企画政策課長 角山 隆一
産業振興課長 山本 基継
建設管理課長 島田 幸司

教育次長 伊藤 一男

総務グループ主幹 伊藤 崇
財政グループ主幹 渡邊 智民

国民健康保険診療所事務長 (岩川 実樹)
国民健康保険診療所事務次長 若本 聡

総務財政課総グループ総務係長 森本 譲
建設管理課管理グループ上下水道係長 宮下 勇人
建設管理課管理グループ主査 鎌田 和巳

農業委員会事務局長 (山本 基継)

選挙管理委員会事務局長 (早坂 敦)

議会事務局出席者

事務局長 岡田 英樹
主 任 横山 薫

(10時00分開会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第7回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において5番無量谷隆君、7番西澤裕之君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、12月16日から20日までの5日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、12月16日から20日までの5日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催に当たり一般行政の執行状況について御報告いたします。

まず始めに北海道社会貢献賞及び幌延町功労表彰について御報告いたします。

11月30日に札幌市において、北海道社会貢献賞の表彰式が執り行われ、本町の議会議員であります無量谷隆氏が自治功労者として表彰されました。

北海道社会貢献賞ですが、永年にわたり市町村長、市町村議会議員、副市町村長、収入役及び職員として地方自治の育成発展に貢献し、その功績が顕著な者で要件を満たしている者の中から市町村長が推薦し、北海道の選考を経て受賞となるものです。

無量谷氏は、平成15年5月1日から現在に至るまでの19年以上の永きにわたり幌延町議会議員として議会活動を積極的に続けられ、地方自治の育成発展に貢献してこられま

した。本町といたしましては、その功績は顕著であると判断し、推薦させていただいた次第です。

その功績が北海道においても評価され、北海道社会貢献賞が贈呈されましたことについては、幌延町においても喜ばしい限りであり、改めてお祝いを申し上げます。

つづきまして幌延町功労表彰についてですが、11月3日、文化の日に幌延町表彰式を挙行し、町政の伸展に多大な御尽力をいただきました方々を表彰させていただきました。

自治功労者としては3名の方々を表彰させていただきましたが、高橋秀之氏におかれましては町議会議員として、大平昌司氏におかれましては固定資産評価審査委員会委員として、松永継男氏におかれましては北留萌消防組合幌延町消防団長として、それぞれの分野において、地方自治の振興に御尽力いただいております。

本表彰は、町の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって町政の振興に寄与した方、又は衆人の模範と認められる行為があった方の功績や事蹟を、町民の総意によってこれを讃え、町民の愛町精神を一層助長させ、町の発展に資することを目的として行われるものです。

先ほど申し上げました3名の方々については各分野において、永年ににわたり精励努力され、町政の発展に多大な貢献をされた方々であり、町民を代表いたしまして深く感謝を申し上げた次第です。

そのほか一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第7回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 青木 順一 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催に当たり教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

始めに学校教育について申し上げます。

10月には学校での三大多行事の一つである学芸会、学校祭が実施予定であり、間寒別小中学校は予定どおり実施できましたが、感染症拡大のため幌延小学校は1週間、幌延中学校は1か月間の延期としました。

11月には子ども議会が開催され、幌延中学校の3年生から町長及び私に質問があり答弁したところです。

生徒は、普段味わえないこの議場の雰囲気を楽しんでいきました。傍聴席には幌延小学校の6年生も来ており、中学校3年生の立派な姿に感動していたと報告を受けております。

また、秋は研究シーズンということで、幌延町内の教職員が集まり「幌延町教育研究大会」が幌延中学校を会場に、昨年度のオンラインとは違い集合形態で開催されました。教材研究をしっかりと行い授業を実施する先生や熱心に協議をする先生方が参加していました。

令和4年度全国学力・学習状況調査の「北海道教育委員会が作成する市町村別結果報告書」へ本町の学習状況等を掲載することに同意致しました。他の市町村と同様に北海道教育委員会報告書のWEBページで公表されております。町民の皆様には、すでに広報12月号で、そのお知らせを掲載しております。

次に、社会教育について申し上げます。

各社会教育施設は、徹底した感染予防対策を講じながら施設運営に努めておりますが、10月に行われたピアノコンサートでは参加者の中から陽性者が発生しました。

また、11月には教育委員会職員の感染が確認され中止を余儀なくされた事業もありました。すでにそれらについては告知端末により町民には報告済みです。

今後も引き続き、事業実施では感染対策を徹底していく所存です。

スポーツ少年団活動では、剣道少年団が、10月23日に小平町で開催された「令和4年度留萌地区個人選手権大会」の小学2年生以下の部、3・4年生の部、5・6年生の部にそれぞれ出場し、小学3・4年生の部で、幌延小学校4年生の梶朔くんが見事優勝しました。

野球少年団は、10月29日～30日に苫小牧市で開催された「北海道学童軟式野球都市対抗戦 エゾシティザバトル2022大会」に、幌延小の6年生が宗谷選抜チームの一員として出場しました。

バレーボール少年団は、11月5日に留萌市で開催された「第42回道新カップ北海道小学生バレーボール道北地区大会」に、宗谷管内代表として、男子の部に幌延ジーライズ、女子の部に幌延ウイングガールズが出場しました。

また、11月19日に深川市で開催された「第20回北海道スポーツ少年団バレーボール交流大会」に、幌延ジーライズが出場しました。

各少年団の更なる活躍を期待するところでございます。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、「行政報告」を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。

7 番 西 澤 裕 之 君

7番西澤裕之です。第7回幌延町議会定例会において通告のとおり質問させていただきます。

野々村町長3期目の公約について。

「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ」笑顔と希望に満ちあふれるほろのべをスローガンに、持続可能なまちづくりを進める、活力と賑わいを創る、健やかな暮らしを共に支える、生きる力と文化を育む、豊かな自然と安全を守るの、5つの基本目標と25項目の施策の柱・29項目の主な施策を掲げ、見事3期目の当選を果たされました。しかし残念なことは、町長の公約を広く町民の皆様にご存知いただく機会がなかったことです。

そこで、今回は町長の公約について質問いたします。

特に、基幹産業である酪農業と商工業の取り巻く環境は非常に厳しいものと認識しており、それらに関係のある公約に焦点を当てて質問をいたします。

産業振興に関する公約では、施策の柱5項目と主な施策6項目を挙げています。施策の柱は、農林業の振興、商工業の活性化、観光・交流人口の拡大、新産業の創出と企業誘致の推進、雇用対策・消費者対策の推進の5つで、主な施策は、生産基盤整備事業の推進、強い農業・担い手づくり等の推進、家畜ふん尿バイオガスプラント利活用の推進、商工業経営力強化実装支援等、深地層研究計画の推進、企業立地促進奨励制度創設の6つです。

現在進められている事業もあると承知しておりますが、これ等施策の柱と主な施策の具体的な内容について説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

西澤議員の御質問にお答えします。

私が3期目の出馬に当たり掲げた公約の全体像につきましては、前任期において策定した第6次幌延町総合計画との整合性を意識して作成いたしました。

総合計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間において時代の潮流や地域社会環境の変化に対応した新たなまちづくりを計画的かつ総合的に推進することを目的に策定した町政執行における最上位に位置付けられる計画であり、まちづくりの方向性を示す指針として役割を果たすものであります。本計画の策定に当たりましては、総合計画策定委員会での審議、町民アンケートやパブリックコメント等を通じた町民皆様からの意見聴取、また、議会議論を経て策定に至ったものであり、当然、私のまちづくりにおける想いについても練り込まれた計画となっておりますので、3期目となる町政執行におきましても引き続き、町が目指す将来像「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ」笑顔と希望に満ちあふれるほろのべを推し進めるため、皆様の先頭に立って尽力する所存でございます。

それでは、御質問のございました産業振興に関する施策の柱及び主な事業に係る具体的な内容について御説明いたします。

産業振興の柱としての5つの施策につきましては、大きくは本町に活力と賑わいを創ることを狙いとしており、1つ目に掲げた柱「農林業の振興」につきましては施策を推進する具体的な取り組みのうち、公社営草地畜産基盤整備事業や中山間地域等直接支払い事業、農業用水道施設改修事業、酪農ヘルパー等の支援組織に対する補助や新規就農対策等、総合計画期間内に任期をまたいで継続的に実施するものについては、毎年度作成している実施計画を御確認いただければと思います。

また、3期目の開始に当たり、新規に実施するものについては、農業生産基盤の強化対策として、国営農地再編整備事業の着手に向けた地区調査を行うこととしている他、強い農業や担い手づくり等の推進では、多種多様な農業への支援を検討する他、本町の生乳生産量の減少を抑える制度設計を進めたいと考えております。

現在、酪農は、生産資材の高騰や飲用乳の消費低迷等、非常に厳しい状況ではありますが、酪農等の畜産業を営む農家の皆さんが、この苦境を乗り越え、未来に向かって営農を持続させることができる取り組みを進めたいと考えております。

また、家畜ふん尿バイオガスプラント利活用の推進に当たりましては、本町酪農が厳しい状況下にあることを鑑み、プラント導入については慎重にならざるを得ないと考えますが、国が掲げるカーボンニュートラル及び北海道におけるゼロカーボンの取り組みにも資する事

業であると考えますので、これまでの調査で得た成果をしっかりとまとめたいと、本町にとってどのような導入形態が望ましいのか引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に2つ目に掲げた柱「商工業の活性化」につきましては、商工業の現状は、酪農業と同様に厳しい状況下であり、特に経営者の高齢化や後継者不足は喫緊の課題となっていることから、今年度より既存事業者が第2創業や新事業を展開する際に必要とする機械設備の導入費用等について支援する「商工業経営力強化実装支援事業」や町内商工業者の持続的発展を促進するため、経営を引き継ぐ者に対して奨励金を交付する「商工業事業承継支援事業奨励金制度」を創設し、対策を講じているところではございますが、今後も商工会の役割及び機能が十分に発揮できるよう支援を継続しつつ、より連携を密にし、まちの経済規模の維持、ひいては商工業の活性化に資する施策について現行制度の改定も含め、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に3つ目に掲げた柱「観光・交流人口の拡大」につきましては、国内外の人流停滞を引き起こした新型コロナウイルス感染症のまん延により、観光関連産業は危機的状況に陥りました。今後はコロナウイルスとの共存を前提とした「ウィズ・コロナ」の考えのもと、適切な感染対策を講じたうえでの社会経済活動が緩やかながら回復傾向にある状況を踏まえ、数年来の検討事項である「まちの拠点整備計画」について、町民の利便性向上や憩いの場としての機能を重視しつつ、少子高齢化が進む本町において、まちの活気や賑わい創出に資する拠点とすることを念頭に整備方針案の具体化を進めてまいります。

また、ふるさと納税制度等を通じた新たな交流人口の獲得を目指し、魅力ある地域特産品の充実について併せて取り組んでまいります。

次に4つ目に掲げた柱「新産業の創出と企業誘致の促進」につきましては、幌延深地層研究センターを本町地域振興の起爆剤として誘致して以来、関連研究所の誘致、工事発注、地元雇用及び町内消費拡充等により地域経済への好影響をもたらしており、まちの研究所として定着が図られております。

また、今年度には、地層処分研究における国際共同研究プロジェクトに係る国際会議が本町で開催される等、幌延の研究フィールド及び研究成果が国内外から注目されている状況を踏まえ、その成果が最大化されるよう、三者協定順守を大前提に幌延深地層研究計画の推進に対し、より一層、協力・支援してまいります。

また、まちに活気をもたらす新産業及び新規企業の進出を促すことを目的に、今年度新たに創設した新規立地企業の整備施設等に係る固定資産税相当額を3年間補助する「企業立地促進奨励制度」について、既存の新規事業者向け支援制度等と合わせ広く周知することにより、企業誘致の促進に努めてまいります。

最後に5つ目に掲げた柱「雇用対策・消費者対策」につきましては、少子高齢化、情報化社会の進展、多種多様な形での社会参画推進に就業ニーズが細分化する一方で、過疎化の進行により生産年齢人口の減少が顕在化する状況にあることから、これらの状況に対応した社会環境を整えていく必要があります。

また、従業員が安心して働くことができるよう雇用の促進及び人材育成による雇用の安

定化を図らなければ事業者の高齢化や継承者不在による廃業等が進み、地域経済の減退が懸念されることから、引き続き、雇用、人材育成及び事業承継等に係る支援制度の充実を図りつつ、通年雇用促進協議会等の関係機関との連携を深め、町内において安定的かつ多様な就労ができる環境の整備に努めてまいります。

また、消費者対策につきましては、年々巧妙化、複雑化する悪徳商法や架空請求による被害を防ぐためにも相談体制の充実や消費者トラブルの未然防止に向け、関係機関との連携を深め、たうえで町民への情報提供及び啓発の強化に努めてまいります。

7 番 西 澤 裕 之 君

産業振興に関わる質問ということで大変ボリュームのある答弁になっておりますが、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、酪農に関わる再質問になりますが、同僚議員の一般質問でも現在の状況等を質問されているので私はここに書かれている文言等の説明をまたお願いしたいと思います。

国営農地再編整備事業の着手に向けた地区調査を行うこととしているということが答弁としてありますが、この地区調査はどこを目的に調査に入るのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

本町においては農地防災事業が着々と進められております。問寒別地区においても、泥炭地の低純化というか不良化をしてきた草地等がある。まだこれが採択されるかどうかというのは分かりませんが、農家の意向を聞きながら基盤整備として土地改良を地域全体で行おうというものです。

7 番 西 澤 裕 之 君

分かりました。

次に、強い農業や担い手づくり等の推進では、多種多様な農業への支援を検討する他というところがあります。今年度見ていて、上幌の方に進んでいくと、畑でジャガイモの栽培をしている光景を目にしておりまして、その話をちょっと聞いたのですが雇用もあつたし、それ自体評判が良かったという話を聞いております。離農が進む中、草地、畑が出てきますがなかなか既存の農家さんでは手に余す状況になってきているという話も聞いておりまして、このように、ジャガイモの栽培という他の作物に転用できるような話があるのであれば進めていくのも一つの手かなと思っております。

新規就農の条例を作った時に、うちの町は酪農なので新規就農者は酪農に限定しておりましたが、その時も質問等で、例えば畑作の話はどうなのですかという話をしたことがあると思っておりますし、新規就農者の募集に道外、道内かけていかれた時には、畑作の新規就農者の方も来られていて、実はうちは酪農なんですと何件か畑作の方については断っているという話も聞いておりますが、将来のことを踏まえると新規就農者の条例の中にも畑作なんかも入れて制度化できるものではないかと思っておりますからその辺、将来に向けて制度化するような考えはおありでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

多種多様の中ではたくさんございまして、搾乳だけということでそれぞれ家族内で働き手がなくなったということで離農されるという場面も増えてきたということで、育成も

含めいろいろな形の畜産業もありますし、今言われた畑作業、もしか基盤整備が終わってきちんとした畑が残っていて使われていないということであれば、そういう利活用も良いのではないかという気は私もしております。これは、農業団体の皆様とも御相談をしなければなりませんし、今の事例は私も詳しく存じてはおりませんが、やはりそういう形で少しずつテスト的にやりながら、農業の一つとして定着するのも良しとするし、今の労力がかかる搾乳業だけが農業ということではなく基盤を利用した畑作物の兼業も含めて農家の皆さんが意欲的に取り組むことであれば、それも良しとしなければ、畑、基盤が余っていく、まだ今の所そんなに余している状況ではないでしょうけれども、このまま増えていくと余る農地が見られるようになる、それを大事に使っていくことも大切なことの一つだと思っています。

7 番 西 澤 裕 之 君

今、町長から農業団体さんと、という話もありました。もちろん本当にその通りだと思っていて、ただ、農業団体さんも人手不足と、なかなか人材がないという、町長の答弁にもなかなか人材がという話がありますが、そういう話を聞いておりますが、やはりここは町と農業団体とで将来に向けての幌延町の農業のあり方ということを考えると、きちんと話し合っていかなければならないと思っています。

その中で農業団体さんがおっしゃっていたのは、育成センター等、町と一緒にやって農業生産法人、大きい所を作っていくってやっ行って行こうという話もあったかと思うのですが、なかなかそれも現状、難しい状況になっているという話も聞いておりますので、現場サイドでの話の蓄積、議論をしていかないとなかなか進んでいかないのかなと思っています。

もう1点が、後から出る同僚議員の一般質問の中でも、今54戸の搾乳農家さんがいると、これは現在の話であって生乳が3.5万トンの生乳生産量で、今後離農者がいるのではないかという話の中では農家戸数がまだ減っていき生乳生産量も減っていくのではないかと思います。

今後町として離農されたところの施設をどうしていくかということが一つ今後出てくるのかなと思っています、そのまま新規就農者が多数いて、そこに居抜きで明け渡せるような状況になっていけばいいのですが、なかなかそうもなっていない現状を踏まえると今後生産量を確保していくというところでは、例えば畜産公社がいいのかどうか、そういう議論もありますが、町がもっと積極的にそういう施設を管理運営していくという考えはどうなのでしょうかと質問になります。

町 長 野々村 仁 君

本当に大きな課題で、以前からこういう形でお話を農協さんとも度々お話をすることがありますが、年数年数によって先ほど言った1例の預託業の部分も余るからすぐ作らなければというお話も来れば、1年たたずに、今、厳しい状況で建てられないよねという話になったり、まだきちんと進歩をしているという状況の中ではないということでもあります。

実際問題、行政が第三セクター的に、町が建物を作って運営をしていく、この第三セクター方式というのは、今までも経済比でうまく回ったことはないということで、やはり実際、経済団体の方々とタッグを組んで進めていく、そこがやはり1番いい話なのかなという気

が私どももしておりますので、そこはこれからもどんどん詰めていき、このまま下がっていくと、どうにも生産量がやはり落ち込んで行き過ぎるところでは、やはりそういうことの積みも一つ必要なのかなという気はしてございます。

ただ、やはりそこには、先ほど西澤議員からも言っていたとおりの、やはり人材、どのような人材を育成するか、どのような人材を引っ張ってこれるかが大きな要でありまして、個別に酪農をやっているもなかなか難しい話が、法人で人を使いながら運営をするということももっとも大変なことだということでもあります。

そういうことを早急に、今後詰めていかなければならないかなと。

以前、私もそういうことからいけば、やはり研修牧場みたいに小さな所で、まずは育てることも大事かと言っていたこともあるのですが、なかなかそこでは収支が取れないということもあって、そこには負荷だけがあって、また離農と同じように人がいなくなるということ自体ではなかなか踏み込めないというところがありますので、ある程度収支バランスが取れるようなサイズで進めていくことも重要なことの一つだと思っています。

今後、そういう生産基盤の落ち込みをどのように止めるかというのは、今後真剣に生産団体である農協さんともお話をしながら、どのようにこの生産量を維持するのか、ここに懸かっているのかなという気がしますので、今後そういうタッグを組みながら進めていかれる機会を多く持っていければと思っています。

7 番 西 澤 裕 之 君

よろしく願いいたします。

次にバイオガスプラント利活用の推進に移っていきたいと思います。

今町長が答弁された酪農が厳しい状況下にあることを鑑み、やはり導入には慎重にならざるを得ないというふうに答弁されています。

私も全く同じ認識であります。

その上でお聞きしますが、この導入形態という話が出てきておりますが、この導入形態というのはどのようなことなのでしょう。

町 長 野々村 仁 君

多分以前も同僚議員さんが御質問されたかと思えますけど形態、個別であるか、うちが売電できないので個別型を狙うしかないかねという話から進めてきたことでありましたが、ようやく昨年からノンファーム型で、受電をしていただけるという形が申請によってということですが、方向性が変わってきた、売電ができるようになるということ踏まえると、施設整備がこの事業を始める前には相当安くもなかったのですが、その時点から見れば今はもう数倍以上に膨れ上がった。投資額が掛かるということ踏まえると売電をしながら、ある程度まとまって利活用できるようなシステムをどのように構築すればいいのかということベースにお話を地区内でしていくことの必要性もあるのかなと思っています。

ただ、先ほどから言っているとおりこの時期、この1年2年というのは大変厳しい状況下になるので、そこにまた農家の負担を強いるという話はないですが、どちらにしても状況が良くなるのにもかけてやはり肥料の問題、または環境の問題も含めて、それぞれこの有効な肥料として活かせる物、悪臭も防げることというのは、このバイオマスがやはり先駆的な話

なのだろうと思っています。

将来にかけてこのバイオマスは、それぞれ人流の交流を多くしようとするとはやはり避けて通れない問題の一つの要になるのかなということを考えれば、どのように利用することが一番いいのかを前提に考えていく必要があると私自身は認識をしています。

ただ、今の時点でそれを導入して負担をどのぐらいかかるかという議論よりも、どうすれば将来こういうふうになるなという認識を皆さんで共有しながら、進めていくことで、良くなった時点ではそれが即、事業化に向けられることの認識を少しずつ醸成していくことが大切なのかなという気がしております。

7 番 西 澤 裕 之 君

導入形態ってそういうことでした。そうですね。私はちょっと勘違いをしております、先ほど言っていた資材高騰も含めて一農家さん方でその施設を建てられるかということとなかなかもう建てられないだろうと思っていて、そういうところで、このバイオガспラントを進めるにはどういうものがあるのかなと考えたときに、例えば公設公営だと公設民営という話が出てくるのかなと思っていて、その辺、運営の形態は、私はそんな話は公設公営とかは、今まで議論してきた中ではなかった話ですし、公設民営もなかったと思うのですが、この建設に当たり公で施設を建てていくというような考えはございますか。

町 長 野々村 仁 君

全くないわけではないと私は思っています。結局、農家自身が、これだけの投資額ができないということは長期にわたって債務を処理しながら、利用料だったり、価値観で肥料を買ってもらおうというイメージで事業をするということになれば、そういう形態も考えられるものの一つだとは思っていますけど、頭からそういう形がありきの形ではなく、利用する側のメリット、デメリットを踏まえて、それぞれ進めていくべきであるし、それに、どうしても負担が大き過ぎるといときには、どういう形での支援をしながら運営をしていくかという形になろうかなと思っています。

ただ最終的にはその地域のため、観光地だったら特にそうなのですから、地域のためにそれが負の財産として大きく取上げられるということになれば、やはりそこは公設でも良からうという話になるかもしれないのですが、この地域がそれに当たるかどうかということも踏まえながら、やはりこの事業の展開は皆さんで構築していくべきだと思っています。

ただ、やはりこの今のふん尿がやっかいものではなくて肥料として有益なものだということの大前提に使っていくこと、それを利用している人もやはりこの悪臭をどのように抑えていくかということの利用価値を踏まえて考えていかなければ、なかなかその季節感によっては、それぞれみんながそれぞれやっぱりすごいねという話にしかならないということなのかもしれないということも踏まえながら、どのような形がいいか皆さんで作る、作らないということではなくてこの運用の在り方自体一つ採ってもそういう議論がスタート時点でないかなという気がしています。

7 番 西 澤 裕 之 君

これ幌延市街地だけではなくて問寒別の市街地もそうなのでしょうけど、やはり町に近

い酪農家さんなんかは、その臭いについての苦情というのは、やはり地域の人から来るというお話を聞いておまして、そういう意味でも、今町長がおっしゃったようなことで解決できるのであればという思いはありますが、一旦、この答弁にあるように、今の状況下ではなかなか難しいというのが現状だと思いますので、今までやってきた成果をしっかりとまとめつつ一旦立ち止まるという、言い方はちょっと違うかもしれませんが、まとめていった方がいいのかなと思っています。

次に商工業の活性化については、今までやってきた事業も含めておおむね事業者からの評価は高いと認識しております。

その中で、これを恒久的な制度にできないかというのが今の商工業者、事業者の思いでありまして、時限的に切れてまた続いていくというのではなくて恒久的な事業にできないかというところを1点お伺いします。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ今までも含めてですけど、1年間にどの程度の事業をやっていくことが1番良いのかということ念頭に置きながら、業者の皆さんがそれぞれ飲める事業量を今までも確保してきたつもりでもありますし、ここ数年来でそれがぴたっとなくなるとか、そういう形はとらない形を組んできたつもりでもあります。

計画的に、ここあと数年来もこの先やっていかなければならないことと、それから、大きくしわ寄せになっているのは橋梁の点検でございます。

これは国からまだ交付金を頂きながら進んでいるけど、これはいつまでも二重にしても交付金出ることになるとどういった形になるのかちょっと心配なところではありますが、やはり5年ずつの点検においてどのような補修をすると通行止めを解除できるかということに念頭を置くと多分その事業はずっと末代付いていくものだと私自身は考えてございます。

仕事のそれほど大きく変化をすることは、ここ数年は私自身もないと思ってはいますし、それをやはり考えながら事業組んでいくことがベストなことだと自分自身思っておりますので、そういう上がったたり下がったりという形では組まない、そんな気がしてございます。

7 番 西 澤 裕 之 君

事業承継、後継者問題については同僚議員の質問に載っているのですが、ただ商工会の会議等でもやはりこの事業承継の話は喫緊の課題ということでどうしていった話にはなっております。その中で商工会の北海道連合会にもこの事業承継に関する部署がありまして、そことの連携ももちろん幌延町商工会も執っていくというところと、もう一つはやはり行政と一緒にタッグを組んでいかないと、事業承継に関してもなかなか難しいというところがありますので、その辺また、商工会等から要望がありましたら、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

次ですね雇用の話。

五つめに上げていらっしゃる雇用対策にも関わってくるのですが、スキー場の施設管理のところでも今回の管理が不調に終わったという話を聞いております。

その大きな要因の一つとしては、幌延町独自の労務費の単価にあると私は考えているのですが、この幌延町の委託業の労務費単価についての経緯と、これがどうしてできたのかというところの説明を事務担当で良いのでお願いします。

総務財政課長 早坂 敦 君

事務的なお話ですので私の方から御答弁させていただきます。

労務単価に関しましてどのような経緯で設定されたかという御質問だと思いますが、現在うちの方で設定している労務単価に関しましては、国で設定しております行政職給料表、ここに根拠を求めて単価設定をしているということで、ちょっと何年前からこのような形になっているのかというところまでは調べきれませんでした。そのような形で設定されているということで御理解いただきたいと思います。

また給料表に根拠求めておりますので、その給料表の改正があったときには、その都度、町の労務費単価も改正を進めてきているということと、また設定している労働環境ですとか、また職種等によっては、その時々的情勢等を考慮しながら、給与表の対応号俸を見直してというようなことも逐一行ってきているというのが経緯でございます。以上です。

7 番 西澤 裕之 君

商工業の活性化の中のところにも建設業の体質強化とか雇用関係の改善、人材確保の育成を促進するとともに、施設管理の推進を図るといふような文言がございまして、このスキー場の管理も行政側が、建設業者及び地元企業経営者に冬の仕事としてこういう仕事を作ってきたのだというふうに私は理解をしておりますし、そうやって長年運営してきたんだなと思います。

何年前にも今、課長がおっしゃったように単価の見直しもあったかと思っておりますし、幌延町独自の労務単価の良さも、道単価なんかでいくと上がる幅下げる幅が大きかったりするので、企業経営の安定を図るといふ意味ではこのやり方も一つの手だといふふうには思っています。

その中で本来行政として、そういう思いで仕事を出してきたものが、予算が合わなくて仕事ができないというふうになっていくと、これはやっていることがちょっとちぐはぐになってきているのかなと思うので、単価の改正、変える基準がどこにあるのかなと思っています。

何年前にやっちはいますけど、ここ数年やっていないという話になれば何を基準にうちの町は単価自体の見直しを図っているのかというところが1点と、道単価なんかは毎年9,000社なり1万社近くのところに調査をかけて単価を出しているという話も聞いておりますので、その辺はどう考えているのかなと思います。

総務財政課長 早坂 敦 君

それではまず改正の基準ということですが、先ほどの答弁と重複するような形になってしましますが、当町で設定しております労務単価、これに関しましては、またちょっと繰り返しなってしまうので申し訳ないのですが給料表に依存しているというふうなところがございますので、当然のことながらそこで例えば人事院勧告ですとか、最低賃金の改正ですとか、そういった影響がこの給料表には反映されていくということがございますので、その都度、

改正になれば当町の賃金といいたまうか、労務費単価も改正していくということでございます。

また重複になってしまいますが、その時々職種ですとか、どういった労働されているのかということに関しまして、果たしてその現状と合っているかどうかということも分析をしながら見直しをかけていくことでこれまでは進めてきているし、今後も検討を進めて行きたいと考えているところです。

また道単価とのかい離というのは当然のことながらあるという認識をしておりますが、道のルールと町のルールというものは、やはり、そこについては違いがあるものだという認識もしておりますので、この辺りに関しまして余りにも差がひどいということであれば、当然のことながらそこも検討の材料の一つにはなるかなと考えておりますけれども、担当としては今後もそういったことも考慮しながら、改正等に関しましては検討を進めていくと考えているところです。以上です。

7 番 西 澤 裕 之 君

課長のおっしゃっているのはよく分かります。行政職給料表から拾ってきているので、このところが上がれば自動的に上がっていますよという話も理解をしています。

ただ、今回、そういう不調に終わったという事案があって、町としては冬の仕事を作るとか地元企業に安定して通年雇用も含めてやってもらいたいという思いでこういう仕事を作ってきた経緯があるにもかかわらず、こういうことになったので、給与表を持ってきた単価という上昇すれば上がるしという理解はしますが、その基準となっているものがやはり現状に合ってこなくなってきた、何年か前にはそういうこともあったので単価自体を上げたという経緯もあると聞いておりますので、その辺、このまま行ったらまた来年度も同じような状況になってしまうので、そこは検討して見直しをかけていくべきかなと思いますので、後は検討していただきたいというところですので、よろしく願いしますということです。

次に、原子力研究施設のお話なのですが、今回です国際共同プロジェクトに会議を本町で開催されたという話がありました。

この中には書かれていませんが、令和5年度にはいよいよ500mの掘削に着手するという話は先ほど原子力機構さんにも確認してそこに変更ありませんというお話でした。

これは従来から500mという話があって、今やっとな令和5年に掘削するという、もう町民の悲願と言っても過言ではないようなことですが、それに対して今回、ちょっと載ってこなかったのが町長の思いを一つお聞かせください。

町 長 野々村 仁 君

思いは皆さんと同じく、以上の思いで今までこれに対して努力をしてきたつもりでもあります。

ただ、以前、所信の時にもお話をしたとおり500m掘ることに決まりましたということで、今回余りにも文章が長かったのが、ちょっと500mは省かせていただきましたけれども、実際問題町と我々が思っているよりは、事業者の皆さんは定期どおりだということではありますが、私が思っている以上は契約がまだ遅かったということで、やっとな契約がまとまり

つつある、ようやく来年度事業が始まるんだということが、ほっとできるところでありました。

契約が済まないとどうしてもいつまた少しずつ延びていくかも分かりませんので、500mやっただけということだけはお約束をいただいたけど、どんどん後ろに延びていかないことを願いながら、一生懸命機構さんの方でも頑張っていたいて、やっとその契約までこぎ着けられるところまで来たということではないかと思っています。

書き損じたわけでも、書かなかったわけでもなく、これだけ長い文章になってしまったところで、今回は取りあえず省かせていただいたところではありますが、まず500mが掘れることに、継続できたということに一安心を今のところしているところです。

7 番 西 澤 裕 之 君

分かりました。

500mの掘削が始まれば、以前のような工事関係者も入ってきてまた町に賑わいが取り戻されるのかなという思いであります。

ぜひ、順調に進んで行ってくれればと思っていますし、後押しもしたいと思っています。

今後、5年間、今町長が掲げた公約について、町民の皆さんにお知らせというか、ここで議論をしつつ町民の皆さんに知っていただけるような機会がまた今後もできればなど思いますので、答弁をよろしく願いますということで私の質問を終わります。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて7番、西澤裕之君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。

(10時57分 休 憩)

(11時10分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

次の質問を行います。

4 番 植 村 敦 君

一般質問させていただきます。

3期目の施策公約についてお伺いいたします。

野々村町長の3期目御就任をされましたこと、心よりお喜び申し上げます。

そこで、2期8年間の町長としての実績を踏まえて、この度の3期目に対する町政の公約について、2点ほど伺います。

まず、基本目標の5つの柱である一つ「豊かな自然と安全を守る」では、住民の生活交通対策の充実を掲げていますが、住民の高齢化が進む中、免許証の返納も含め緊急の課題となっております。現状を踏まえた上で今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

また、この基本目標の中で地域防災体制の充実を掲げていますが、近年の異常気象や地震等に対する防災体制や意識をどのように充実強化していくのかを伺います。

特に現在使用されている防災備品庫ですが、施設自体の老朽化が進んでいると思われます。今後有事の際の管理体制等を考えると、対策本部近くに設置管理するのがベストだと考えますがいかがでしょうか。

次に「生きる力と文化を育む」ですが、主な施策の公約で小中一貫教育の推進と学校施設等の整備を掲げていますが、具体的にどのような構想や整備を考えているのかを伺います。

以上2点の公約についてお伺いいたします。

町 長 野々村 仁 君

植村議員の御質問にお答えします。

1点目の「住民の生活交通対策の充実」に関する御質問ですが、議員御承知のとおり現状の公共交通機関につきましては、J R及び路線バスが運行している状況でございますが、J R宗谷線は、単独維持困難路線とされており、北海道及び沿線自治体と連携の下、利用促進に資する取組みを進めているところです。

路線バスにおきましても、関係機関と協議の上、効率的かつ合理的な運行を図るとともに路線維持に係る必要な支援を行っている状況でございますが、新型コロナウイルス感染症まん延に伴う移動の停滞の影響が大きく、更にはウクライナ情勢の悪化による物価高騰等が追い打ちをかけ、J R・路線バス共に厳しい状況に拍車がかかっている状況でございます。

しかしながら、公共交通機関は地域住民を支える重要な地域資源であり、観光等による交流人口拡大においても重要な役割を担っていることから、利便性の高い交通体系の構築は喫緊の課題であると認識しております。

このような状況を受け、町では問寒別地区における地域コミュニティ形成事業の一環として、一昨年度から地域交通車両の実証試験運行を始めるとともに、幌延地区におきましても、昨年度より主に町内在住高齢者を対象としたハイヤー運賃助成制度の運用を進めることにより、公共交通の利便性向上や町の実情に合った交通体系の整備に努めております。

今後、J R・路線バス共に経費削減の観点から減便等による経営のスリム化が進むことが予想されますが、両路線の確保を前提とした施策の検討と並行して、本町地域交通の利便性確保の視点を持って、関係機関及び沿線自治体との連携の下、必要に応じ町の施策の見直し等を図ってまいりたいと考えております。

次に「地域防災体制の充実」に関する御質問ですが、ここ数年、大雨や土砂災害、暴風雪による警報の発令、また震度4の地震が今年だけでも3回発生するなど、大規模な自然現象が頻出する状態となっています。このような状況の中、今後も幌延町で発生しうる災害対策には専門的な知識や経験が重要であるとの認識から、地域防災マネージャーの配置を行い、災害に対する備えや災害発生時の的確な状況判断を行えるよう、町の防災体制の充実を図ろうと考えています。併せて、災害時における避難行動は、町民の皆さんの自主的な行動も不可欠でありますので、地域防災マネージャーを活用した自主防災組織等の育成にも注力したいと考えています。

また、現在使用している防災備蓄庫ですが、施設自体は昭和48年に建築されたものであり、老朽化が進んでいる状態であるという認識です。

議員御指摘のとおり、対策本部近くに備蓄庫を設置することが望ましいとの考えもありますが、一方で避難所近くに設置されていることも重要であると考えますので、それらも踏まえた、より合理的な施設整備について、今後検討を進めたいと考えています。

2点目の「小中一貫校教育」に関する御質問ですが、小中一貫校教育制度の導入・推進の

ため、国では、平成28年度に学校教育法等の一部を改正し、義務教育学校が制度化され、それに準じる形で小中一貫した教育を施す併設型又は連携型の小・中学校も制度化したところでは。

本町においては、児童生徒数の減少や校舎の老朽化とともに、今求められている児童生徒の資質・能力の育成や学力向上等に徹するためには、小・中学校を一体とした「小中一貫教育」の充実が必要と考え、公約の4つ目である「生きる力と文化を育む」に掲げたところで。

なお、詳細についてはこの後、教育長から答弁します。

教育長 青木 順一 君

植村議員の2点目「小中一貫教育」に関する御質問にお答えいたします。

小中一貫教育についてであります。本道において、現在24市町村41中学校区内で96校が小中一貫教育に取り組んでおり、それらの学校では教職員や児童生徒の意識の高揚を始め、学力の向上、中1ギャップの未然防止、特別支援教育の充実、家庭・地域との連携の強化等の成果が見られることから、地域の課題に対応する特色ある教育活動の充実が期待されるところであります。

本町においては、先ほど町長の答弁にもあったように児童生徒数の減少、校舎の老朽化とともに、今求められている児童生徒への資質・能力の育成や学力向上等に徹するためには、小学校と中学校が一体となり9年間を見据え、中学校卒業時の15歳の姿に関して教職員を始め保護者や地域住民の方々と共有することや、小学校と中学校で一貫した指導方法の継続性、指導内容の系統化が必要であると考えております。

今後、組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す施設一体型の小中一貫校を令和9年度の開校を目指し、現在、基本構想の検討、アンケートや開校までのロードマップの作成、検討委員会の設置、先進校の視察計画等の取組を進めているところであり、今後の議会等でもその進捗状況について周知していきたいと考えております。

4 番 植村 敦 君

3期目の町政を執行していくに当たり、町長が重点を置く施策が町民に対する公約というところで示されました。

しかし、残念ながら多くの町民はそのパンフレットさえ見ていないと思い、あえて今回の質問をさせていただきました。

これを機に1人でも多くの町民の皆様に野々村町政の3期目の意欲的な施策が理解されることを願い、再質問させていただきます。

まず地域公共交通ですが、昨今では道内各地で生活交通の対策の整備や実験事業が行われ、いわゆる持続可能な地域社会を目指して各町村の独自の取組が話題になっています。我が町の住民もこの事業の充実を切に願っていると思われ。

現在進められている問寒別地区の集落支援事業もその一環ですが、その他の地域からも高齢者や障害を持つ住民にとって、特に将来に対する不安が広がっていることは少なくありません。

質問の通告はしていませんが、現在進められている問寒別地区のデマンドバスの試験運

行と、町内全域で展開されているハイヤーの運賃の助成事業の近況の実績が分かればお聞きしたいと思います。

急な質問なので後ほどでもよろしいのですが、これらの事業の今現在感じられている結果として得られている何か問題点があれば、それも併せてお聞きしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

お答えをいたします。

問寒別の実証実験の成果的なものをということでございますので、結果集計したものでございまして報告をさせていただきます。

令和3年度の利用者延べ数でいきますと、問寒別地区において252名、174便運行しております。

令和4年度につきましては、利用者が、がくっと減りまして145名、100便の運行ということであります。

また、本町においてのハイヤー運賃助成事業であります、チケット交付人数としては212名ということになろうかと思っています。

総枚数で令和3年度、ちょうど半分も配ったときですけど、総枚数でいけば3,670枚ということでございます。

実際問題、利用された方といたしましては、総利用者数1,375枚、37.5%ということになってございます。

令和4年度になりますと、246名の方にチケットの配出をしております。総枚数が8,032枚、利用率が2,006枚ということで、25.0%でございます。

よろしいでしょうか。

4 番 植 村 敦 君

ハイヤーの運賃助成制度ですが、登録制度ということで212名の方が登録されて、令和3年度3,670枚の券を配布したということで、その利用率が37.5%という数字というのは意外だったなというふうに思っています。

登録された以上もうちょっと利用されているのかなという、なぜ、今年度4年度に当たっては途中ですが、これがまだ下がって25%程度ということになっております。なぜこのような低い利用率に落ちついているのか、その要因というのは町長はどう考えているのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

アンケートの中にはそういう要因を検索する場合、仕様がなかったのですが私から見たら、やはりこのコロナ禍の状況だと私は思っております。やはり大勢の人の所の出入りをしないと、多分近間の用事とか買物とか、病院とか、そういう限定されたところの利用だと私自身は感じてございます。

アンケートも、それぞれ課の方で一生懸命取っていただいた中でも満足のいく数字というのが80%を超えていて、それぞれ、不満という方の部分も、やや不満も含めると、数%あるということでもございますから、取りあえず、皆様方に、今のこの現状の中でも、こういう利用をスタートしたこと自体では、一応の評価をいただいているのかなという気はし

ています。

ただ、どうしても、議員も以前からおっしゃったとおり、距離間によっての自己負担分があったり、そういうところからアンケートの中からも、やはり自己負担が増えるし枚数もなくなるよねという御意見等もアンケート上いただいておりますので、改善点としては、そういう距離間の自己負担率が高過ぎる部分をどのようにカバーしていくかとか、どのように配布していくかということ自体は、今後とも協議をしながら進めていかなければならないことだと思いますが、一定の割合で評価をいただいたし、良かったよと言っていただける声が80%を超えるような形でいただいたということはまず一安心で、これはまだ試行錯誤の試験の段階中みたいなものですから、それをより練ってそれぞれ今後も進めていくということと、また、一切使われてない方もいるということが今後どのような形で遠慮なく使ってほしいということ、そういう方々にもお伝えをしていきながらやっていくのか。その中でも、今は元気だから使わないけど今後使うからねと書いてくれている人もおりますので、多分今は元気だからいいという形なのかもしれない。その辺は、アンケートを取ったときに、歩くようになりましたかと聞いたら、歩くのが減ったというアンケートもあるから、本当にいいのか悪いのかも、バランスもなかなか難しいところかなという気はしますけれども、これより、より良い制度設計を今後とも少しずつ改定しながら進めていきたいと思っております。

4 番 植 村 敦 君

分かりました。

コロナ禍という影響もあって伸び悩んでいるという町長の答弁ですが、何であろうと生活交通の足という面においては本当に住民にとっては貴重な事業だなというふうに私は感じております。1人でも多くの方がこの事業を利用して生活できるようになればなと願うところです。

私の希望としては、現行のこの事業を少しでもより良くしながら残しつつ、やはり各地域で今現在盛んに行われてきているデマンドバス体系というものも、ハイヤーの助成だけでなく、遠隔地に住む住民にとっては必要な事業になるのではないのかなというふうに感じております。

というのは、なかなか町へ出てきて買物等々もして、荷物を持って自分で乗って帰ってこられない人も中にはおられますし、高齢になってくるとなお、水物とか油物等々の重い容器をぶら下げて帰ってくるということは非常に負担になるという声も多く聞かれております。できればこのデマンド交通バスも、今町内で一応行われております貨客混用にして利用できるということになれば、非常にそういった人たちに対してもありがたい話ではないかなと考えております。

将来的には、家に居てもメール若しくは電話1本で町内の店舗から配達してもらえるような方式を商工会の方々と協力しながら行政も支援して、そういう体制ができて初めて安心して暮らせる町という言葉がぴったりくることになるのかなと考えますが、町長はその辺のことまでどう考えてますでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

先ほども申し上げたとおり、どこまでとかここまでとかという上がなく、より良い皆さん

の足として生活交通が運営できるための改定を、やはり少しずつ作っていくべきものだと感じております。

今、デマンドバスのお話もありましたが、どうしてもデマンドバスというのは予約制でもあります。予約制で一人の予約で行って帰ってきてという対応と、タクシーが重複していくのと、ほとんど変わらないということであれば、その近場の方々自体の移動というのは、こういうタクシーの部分で賄われることの方が利便性が上がるし、買物も今タクシー運転手、荷物積んでくれているみたいですから、幾らでもそこは貨客混用という形になっているのかなという気がしております。

ただ、どうしても地域がこんな二つもあると遠方に離れた所にあるそういう人たちの分も考えると、そこがタクシーは呼べないという所から、こういう市街地に行く、そういう所は、定期便じゃなくてデマンドでも走ってくるそういう路線があったり、病院に行くという長距離の部分であっては、やはりデマンド体制で定期便ではなくやるべきなのかというのは、今後皆様方と御相談をしながら進めていかなければならない足だと考えています。

ただ、市街地外ぐらいの距離で今、タクシーがオーケーを出してくれているその距離間についてはこの充実が最もふさわしいかもしれないと私自身は思っているところです。

4 番 植 村 敦 君

ぜひこの生活交通の充実というのは、本当に喫緊の課題だと思いますので、速やかに議論を重ねながら町民の思いに答えていただきたいというふうに願うところであります。

併せて、本町から旭川方面に出たい時には、現在はJRしか移動手段がない状況であります。沿岸バスは、日本海側から札幌方面という交通機関がありますが、旭川に出るという部分に関してはJRしかないという状況でございます。

ただ、JRも非常に厳しい運営状況になっています。将来的に、やはりこの稚内を含めた道北の自治体が40号線を通る、もう何年かすると高規格もある程度開通してくることも踏まえると、やはり旭川に通す急行バスが各自治体の住民を乗せて移動できるような方式を検討していくべきだと思いますが、そのようなお考えがあるのか伺います。

町 長 野々村 仁 君

まさしくそういう形を執らなければ多分、交通手段として今のJRのダイヤ改正をしていく中では利用度がだんだん下がっていくだけだろうとは思っております。

今宗谷管内でも、宗谷振興局中心にそれぞれの接続をするかしないかは別としても、全体像の交通網計画的なものを作りましょうという形に動いてきているところもありますし、今度は上川、うちは本当に三町にわたって、上川、留萌、宗谷と、この三つの地区を渡り歩いて旭川まで行くという形ですから、そういう連携も今後必要ですし、バイパスは、ここまですごい進捗してくると、ようやく中川、天塩間も調査段階に入りますし、どういう形になるかまだ分かりませんが、将来にわたってそこが高速化されたり、規格の高い道路になったりすると、本当につないで旭川まで行く時間が今の時間よりも30分40分も近くなるような状態ですから、それらを含めて、やはり日本海沿いだけの今のあれは鉄道代替バスですからどうしようもないですけど、今度は新たに各町村が手を取り合ってそういう交通手段は旭川まで行けば30分置きで車が走るというつなぎ方をやはり将来考えていか

なくてはならないのではないかと私自身も考えてはございます。

そうすると、また残さなきゃないという鉄道促進の方とまたギャップが生まれるのですが、なかなかそこは難しいところで、どっちにしても足りない部分の足は、そういう路線で高速化になったら、少しでも結んで救急を要するものであっても、短期間でそういう重要な病院に搬送できる、または行く、通院する、そういうことになるような形は、やはり各町村とも相談しながら進めていくべきだと私自身考えています。

4 番 植 村 敦 君

今の町長の答弁の中で、やはりJRの存続の問題と急行バスの問題が矛盾していくということでございますけれども、私はそうは思いません。

JR本来の目的に立ち返っていただければ、JRというのは要するに大量輸送で安定運行というのがJRの強みだったはずなのです。それができなくなってきたというところに問題があるので、私は両方存続していくことに違和感を感じてはおりません。

ぜひ、急行バスの運行も、今後十分に関係機関と、また関係町村と協議をしながら強力に進めていただきたいと考えております。

次の質問に移りますが、地域防災体制の充実では、町長は以前より地域防災マネージャーを採用して充実したいという考えを示しております。

これどうなのでしょうね、道とか振興局等で、この防災に関するコンサルティングできるような職員というか人員はいないのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

官庁関係には必ずそういう部署があって、そういう人員の配置をして危機対策管理官までいる所ですから、そこから輩出される方々はいらっしゃると思うのですが、ほぼほぼそれが、179町村に割当てられるほどの人がいなくて、結局气象台それから、それぞれその関係して資格を持つような方々の組織から退職者が早期退職例も含めて、そういう防災マネージャーになるという推進をしていただいているところでもありますけれども、希望者と希望する側の場所が合わなかったりするとなかなか来ていただけないというところに問題があるんだと思っています。

私どもも申込みをしてから数年たちますが、ここはまだ明白ではないところですが、いづれか希望が見えてくる時期になってきたかなというところがありますのでそれに期待を懸けているところであります。

4 番 植 村 敦 君

人員を配置してアドバイスを受けながら町に住んでもらう形になるのかな、マネージャーということになれば。そういう体制というのは本当に必要なのかなと、現在うちの町で防災計画等々をきちんと立てて進めていますけれども、これらの実効性を点検、整備していく部分であれば、先ほども言ったようなコンサルティングをしてもらってアドバイスをもらいながら、その助言に従って再度見直しを掛けたり、整備をしたりということで済むのではないのかなという気がしていますけれども、やはり町で採用してアドバイスをもらうという方式にこだわるという部分というのはどういうことなのかもう1回お願いします。

町 長 野々村 仁 君

こだわっているわけではないです。やはりそれなりにそういう方が先ほどからも人材とありますけれども、そういう方で、そういう経験者がやはりあれば、もっともっと有益だなということで、そういうお願いをしているというところでもあります。

うちの職員でもこの防災計画という形で一生懸命事務手続上やってくれる方々として、一生懸命やっただいているのも間違いないことですが、やはりそこを実働させる、動かす、それから自主防災組織と一緒に構成をしていく、指導すること自体というのが、なかなか今の経験者、少しでもこの年配者になればそのくらいはできるのかもしれないですけど、その部分というのはなかなか難しいところがあるのだろうと危惧しているところでもあります。

ただ、それにこだわっているばかりではなくてそこが駄目だったらやはり早めに、そういう研修みたいな形ででもやるべきことだとは思っていますので、庁舎内の中では、それぞれ隔年ぐらいでは指導者を呼んで、町内会長さんだけ集まっていたいただいてそういうシミュレーションをしたりということはやっていますが、地域の皆さん全体を集めた形で訓練をしたとかというのがここ数年ないですから、急いでそういう形も執っていきたいと考えています。

道庁にも、頼めばそれぞれその指導官が来て講演をしていただくこと自体はできますし、今年も学校の方では、そういう防災訓練、教育訓練を実施したということも含めて、これはそういう形で少しずつ広めていくということはあるかと思っています。

ただ、専門的にこの自主防災組織、地域の小さなブロックごとにそれぞれ周知をしてもらいながら、少しずつ自主防災組織の大事さを訓練をしていただく部分としては経験者の方が有益かなという気がしているだけのことです。

4 番 植 村 敦 君

いずれにしても、町長、今何とか言われている自主防災組織、これが、やはり有事の際の稼働部隊として非常に有効な組織になってくると思うのですが、現状ではなかなか自主防災組織自体が組織されているところとないところという部分があるのかなと、そしてそれらの認識度はまだまだ低いのかなという気がしております。

ぜひとも、それらも含めて体制の強化に向けて、今後とも取り組んでいってほしいなと思っております。

次に備蓄庫の関係についてお伺いします。

実は、私ども監査会の関係で現在使われている備蓄庫を視察させていただきました。

あそこを見た時点で感じたことは、非常に広いスペースの中できちんと用途別に仕分けられていて、管理される方も非常に楽だなという、管理する現状としてはいい環境だなという感じで見てまいりました。

ただ、いかんせん町長も言われるように建物自体がもうかなり傷んで古くなってきていると。まかり間違うと壁の裏からネズミが入り出すような状況になりかねないなという思いで見てまいりました。

やはり、いざというときに災害と一緒に備蓄庫が災害に遭ったなんていうことになりかねないので、ぜひとも新しい所に備蓄庫を建設して管理してほしいなと考えます。その一つ

としては単独で備蓄庫を建設するのか、何か以前から町長の構想の中にある公共施設と併用した中で備蓄庫を建設するのか、どっちの方法が望ましいのか。

以前の話ですと、単独で建設するとしても発電装置等々も付けたいなんていうことになってくると、数億の建設資金が掛かるという話を聞かされておりますが、今現在この公約に当たって町長の考える備蓄庫というのはどのような形を考えているのかをお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

この件に関しても、こうだという結果的にはございません。

今後審議していく中で皆さんからも御意見をいただきながら、単独で建てること自体で備蓄庫だけということではなくて発電機、キュービクルも、役場自体も耐用年数がきているのでそれらも入替えてどうのこうのと、そういう設計をアバウトに図面出して積算したというわけではないですけど、アバウトに掛けると10億以上掛かりますと言われて、それはちょっと、基本設計も実施設計も描けないみたいな話で止まっているというところがあって、取りあえずは単独で建てても、やはりそのぐらい掛かってしまうというのは、やはりどこかで併合するのが1番いい。その施設の下、一つの施設の上なのか分かりませんが、最近水漬いたら困るので発電機を二階に付けている施設もありますから分かりませんが、どちらにしても何かを建てるとき一緒にそれも附帯できるような装備をした方がいいのではないのかと、今後拠点の関係もございいますから、皆さんと議論しながら何が合理的かということを進めていければと思っています。

本当にまだ雨漏りさえしていないですからいいのですが、本当に先ほど言ったネズミとか何か、キツネとか、そういうのが壁に穴を開けて入って来るようになったら、あの施設でいいのかと言われると、やはりどうにもならないことでしょうけれども、そこは少しずつ管理しながら、穴の開かない、進入のしない対策をしながら取りあえず数年使わせていただきながらそれと併せて、そういう備蓄庫又は発電機等々の準備をしていければというふうに考えています。それもそんなに長いことではなくて、短い期間で決めさせていただければ実行していければと思っています。

4 番 植 村 敦 君

まだ考えがまとまっていないという感じだと思いますが、備蓄庫に関しては、やはり非常に緊急性があるなど。災害というのはいつどこで起きるか分からないような状態なので、1日でも早くそのめどを付けて、少なくとも先ほどから町長の言うまちの拠点整備という事業もあります。私はそれに合わせて備蓄庫の建設は1番ベターなのかなと思います。町長の任期中にきちんとこれを実行していくと御答弁いただければ町民も安心するのではないかなと思うのでもう一度お願いします。

町 長 野々村 仁 君

ありがとうございます。

構想では拠点が本当にえらい年数をかけて右往左往してきましたが、それぞれいろんな形の中で、こういう形がいいのではないかという住民の皆さんの声も集約できるところまで来たということで、前回も申し上げたとおり庁舎内で横断的に、それぞれ各課横断をして何がどうするかということも将来に向けてお話をしながら、具体的にすぐ議員の皆さん方

に御提示をしながら議論を早くしていただきながら町民の皆さんにも知っていただいて行動に移していくという過程で一生懸命取り進めさせていただきます。

そういうふうになったときには私自身も一緒に併設することが1番ベターであろうと思っていますし、その拠点も防災拠点の一つとなりうる施設として、そういう所に備蓄もあれば発電機もある、立地条件にもよりますがそういうことを進めていければという考えでもあります。

4 番 植 村 敦 君

力強い町長の決意が伝わりましたが、そうなってくると建設場所もおのずと町の中心、役場の近くというのが見えてくるのかなと。

ある程度そういったたたき台になるものが町民に示されないと、余りにも漠然としていとなかなか議論も発展していかないということもありますので、どうしてもこの任期中に先頭に立ってこの事業を進めていっていただきたいと私は願うところでございます。

続きまして最後になりましたが、小中一貫教育に関する質問でございます。

先ほど教育長の方から大変御丁寧な御答弁をいただきました。誠にありがとうございます。

改めて、令和9年度をめどに事業を進めていくと。学校の建設も含めて、いろんなコンセンサスを得ながらこの事業を進めていくという力強いお言葉を伺いました。

そこで一つお聞きしたいのですが、全道の中でも96校がもう既に取り組んで成果を上げられていると聞きました。意外と多くの学校がこの一貫校に取り組んでいるんだと改めて感心させられたところでございます。

そこでおそらくこの一貫教育に関して良いところもあれば、悪いところもあるのかなという気もいたします。あえてお聞きしますが、先ほどからこういった良いことがありますよという答弁をいただきましたが、こういった弊害も実はあるんですよねというものがもしあればお聞きいたしたいと思います。

教育長 青 木 順 一 君

小中一貫型のデメリットいろいろあると思うのですがけれども、ちょうど国の小中一貫教育等についての実態調査がありましたので、ここでは教職員の仕事に対する満足度が上がった、そういう面もあれば、校務分掌、校務運営の効率化につながったという意見もありましたけれども、やはり教員の多忙感というところで、そこがかなり問題になっております。

このため既存の公務や教職員の役割分担を大胆に見直していく必要はあるのかなと、それと管理職のマネジメントが非常に大変かなと思っております。

多分小中の一貫校を始めた時には、先生方の多忙感、困り感とかそういうのがたくさん出てくるかなと思うのですがけれども、ただそのときに舵取りをしていかななくてはならないのが教育委員会事務局、教育長です。あと小学校、中学校の管理職がきちんと先生方をまとめていくというマネジメント力がやはり必要かなと思っておりますので、その辺も令和9年度に向けて、協議会の中で校長先生、教頭先生、また先生方とも一緒に、また保護者の方、それとやはり中心に置かなくてはならないのは子供たちのことだと思いますので、子供たちがやはり幸せに学校生活を送れるように先生方と協議を進めていきたいと思っております。

す。

やはり御指摘のとおり、デメリットとしては最初の多忙感、働き方改革に反しているのではないかという、そういう意見もあるようですけれども、実際動かしてみると意外に子供たちと触れ合う時間を確保できるんだねということでメリットの方が大きいのかなと思っております。以上です。

4 番 植 村 敦 君

ありがとうございました。

私も、その点をお聞きしたいなと思って用意をしていたのですが、先に答弁ありましたので、やはりそうだろうなと思いました。

当然、軌道に乗って立ち上がっていった後では、今教育長が言われたような子供たちと接する時間も増えたり、いろんな面で濃密な関係が築いていけることで、教育現場に対してもそんな不利益なことではないのかな、むしろ子供たちにとっても幸せなことなのかなという気がしています。

おそらくいろんな意味で、子供を持つ親にとってはこのお話を聞きながらどういうことになるのだろうというような不安も非常にあるのかなと思います。

ぜひともその辺の解消を、例えば小学校では学芸会、中学校では文化祭、運動会、体育大会というような形で進められた学校行事が一貫校になることによってどのような形になるのかということの不安もあるのかなと思ったりしていますが、そういったことも、ぜひとも丁寧に御説明をしながら子供たちも親も先生方も非常に後で良かったなというような一貫校を目指していただきたいと思います。その辺に対して再度御質問して終わらせていただきます。

教育長 青 木 順 一 君

ありがとうございます。

今、議員御指摘のとおりいろいろな保護者の方の考えというのが錯そうして、不安感に至るのではないかなと思います。

この令和9年度開校を目指して、その間にやはり地域住民、保護者、子供たち、先生方との話合い、聞き取りとかアンケート、そういうのをじっくり時間を掛けながらやっていって、本当に保護者の方に理解だけではなくて納得してもらうまで委員会として説明して、すばらしい道内で誇れるような一貫校作っていきたいと考えておりますので、また御協力、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、4番、植村敦君の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時15分まで休憩します。

(12時01分 休 憩)

(13時15分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

3番、斎賀弘孝。通告に沿って一般質問を行います。

教育委員会の会議録の公開について。

幌延町議会の各常任委員会及び定例議会等は、議事公開の原則により町ホームページでも公開し、閲覧請求があれば特段の事由がない限り広く町民に閲覧していただいています。町民からは「あの様に会議で決まってくんだ」とか「そういう考えもあるんだ」など感想をもらっています。そしてその意見が次の会議に役立っています。

さて、教育委員会の会議録についてですが、ホームページ上では結果のみで、その過程が分かりません。

情報公開の要求が高まっている今日、教育委員会の会議録についてホームページに掲載していくお考えはありませんか。また、これまで公開してこなかった理由があるのでしたら、お知らせいただきたいと思います。

幌延町広報11月号では、教育長就任の挨拶の中で義務教育指導監として「学校の課題は何か、それを解決するにはどうしたらいいのかなど助言に努めていました。」とあります。今後、感染対策の取り組み、不登校問題、学校部活動の地域移行など「学びの権利の保障」に取り組む過程を会議録公開という形でもお願いしたいと思います。

地域の経済を回復させるために。

3期連続無投票でこの12月14日野々村船長による幌延丸が出港した。

乗客は12月広報によると1,234世帯2,209人である。

8年前、12月15日月曜日、初登庁した時1,285世帯2,510人と幌延広報は知らせています。

基幹産業、酪農家戸数は84戸。今は57戸、生乳4万2千トンから3万2千トンになりました。

今、酪農家は年末精算に資金を借り、なお、次年度、令和5年営農計画樹立に頭を悩ませ不安が増す毎日である。

飼料、生産資材等あらゆる物の高騰、売却する牛の価格の暴落、分娩牛の安全出産のため、夜通し見て、雄牛は10日ほどで市場販売するので、元気に大きく育てよと1日3回、朝昼夜と哺乳して世話をしているのに、市場販売では千円程度の牛も普通だった。そこから経費差し引かれ700円か500円などという販売だった。これはアライグマの駆除代5千円よりも安く、これでは農家の哺育専門のお母さん方も心が折れ精神的に参ってしまう。

町が補助してくれている初任牛も30万円台と副産物の販売収入も落ち込んでいる。

預託してくれる事業者でも費用面から今まで22か月仕上げ44万円目標から50万円近くなるそうである。

我々議員、または生産現場から想像するよりもかなり需要と供給は厳しいのでしょうか。国挙げての酪農家対策を町長からもお願いしてほしいと思います。

町内全体を見れば、今出しているプレミアム商品券もかなりの人気であり、少しでも家計の助けになるという有効な手段だと思う。

夏のプレミアム商品券では、対象店換金率99.89%、飲食店専用券換金率99.48%だそうだ。

今問題なのは、これら商店の後継者問題であると商工会でも問題提起しています。

町長はこれらの問題にどう取り組まれていきますか。

なぜこのような話になったかという、先日11月3日幌延町表彰式が挙行され、町長の祝辞の中で、安心して暮らすために地域の経済を回復させ、まちの元気を取り戻すためには町民と行政がこれまで以上に協働のまちづくりを進めていくと述べられました。これは、町長のどのような方針をもって、町内の各業種の多くの不安を抱えている皆さんとどのように手を取り合い、まちづくりを進めていくのかお聞かせください。

まちの拠点整備について。

町長選挙出陣の朝、事務所前で選挙カーによる第一声で2年10か月コロナ対策に翻弄されたが、今回当選したならばということで29項目の中から特に重点的にやりたいということで、その一つ目に拠点整備を挙げていました。話の中で、これまで創生会議で3件の報告書が上っているということですが、その3件とは何かお伺いします。

また、総合計画のアンケートでも委員会でも一定の方向性を見いだしたと話しておりました。庁舎内で横断的に協議をし、素案を作り、立ち上げた委員会で協議し、議会で議論する道筋を作りたいとの演説でしたが、一定の方向性は早く町民に知ってもらい話題にしてもらうのも必要ではないかと思うが、どうでしょうか。

この任期中、4年の間に工事が始まり開館となる年度別スケジュールを持っているのか、併せて伺います。

町長 野々村 仁 君

斎賀 議員の御質問にお答えします。

1問目の「教育委員会の会議録公開」に関する御質問につきましては、後ほど教育長よりお答えいたします。

それでは、2問目の「地域の経済の回復」に関する御質問ですが、議員おっしゃる通り、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の悪化によるとうもろこし等の飼料穀物価格の暴騰、原油価格の上昇によって、酪農経営に必要な配合飼料や化学肥料、燃油等の生産諸資材が高騰を続けていることに加え、乳用種の初生雄牛相場が暴落する等、酪農経営を取り巻く環境は過去に類を見ない非常に厳しい状況となっております。

そのため、国や北海道、農業団体は化学肥料や配合飼料購入に対する補てんや、低能力牛の淘汰に対する助成等を実施し、本町は肥料購入費に対する支援を行うこととしております。

しかし、令和5年度における北海道の生乳生産目標は、乳価値上げによる牛乳消費の減少を考慮し、抑制することとなった旨、聞いており、先を見通すことができない状況に拍車をかけている状態です。

生産資材価格の高騰も納まる動きが見えないことから、更なる経営安定対策を行い、本町の基幹産業を支える酪農家の皆さんに少しでも笑顔や希望が満ちるよう7月と11月に全道56の町村で構成する北海道酪農振興町村長会議で中央要請活動を行っております。

次に2点目の「町内商店の後継者問題」につきましては、人口減少・少子高齢化と同様に、本町まちづくりにおける大きな課題であると認識しております。人口減少の進行等により

地域経済の縮小が顕在化する中で、追い打ちを掛けるかのように新型コロナウイルス感染症まん延の長期化やウクライナ情勢の悪化が更なる地域消費の停滞を招いたことにより、事業者の皆様におかれましては、事業承継はおろか経営継続も厳しい状況下にあると認識しております。

このような厳しい状況を鑑み、町といたしましても国や道の交付金を活用し、コロナ禍や物価高騰により疲弊する商工業者等への支援を目的とした緊急経済対策を商工会からの要望・要請に基づき実施しております。

議員御懸念の後継者対策につきましては、今年度より、町内商工業者の持続的発展を促進するため、経営を引き継ぐ者に対する奨励金制度を創設した他、既存事業者向けに第2創業や新事業展開に必要となる機械設備の導入費用等への支援制度を設けることにより対策を講じているところです。

また、地域経済の回復に当たりましては、これら対策と連動する形で地域住民に対し地域内消費の誘導を図るため、事業者支援策と並行する形でプレミアム商品券事業やスタンプラリー事業等を実施することにより、事業効果の向上に努めているところです。

地域経済やまちの元気を回復させるには、わが町の土台を支えている町民の皆様との認識共有が欠かせないと私は考えます。

よりきめ細やかな支援を講じるためにも、住民の代表機関であります議会への報告・連絡・相談はもちろんのこと、町政懇談会等の場を通じて広く町民皆様の声をお聴かせいただくことに加え、施策に関する町からの情報発信につきましてもこれまで以上に丁寧に進めてまいりたいと考えております。

また、各種支援制度や施策等の検討に当たっては、現状におきましても農協及び商工会とそれぞれ連携のもと進めてはおりますが、まちの産業規模及び経済規模の維持・確保が非常に厳しい現状にあることを鑑み、可能な限り迅速かつ柔軟な対策を講じるためにも、より一層、連携に努め町政を運営してまいりたいと考えております。

次に3問目の「まちの拠点」に関する御質問について。

まず1点目の「3件の報告書は何か」との御質問ですが、1件目は平成28年度に策定した「幌延町地域振興・観光計画」原案に係る答申、2件目は、翌平成29年度に策定した「同計画アクションプラン」原案に係る答申、3件目は、翌平成30年度に「同計画アクションプラン」推進にあたり実施した調査事業に関する報告書を指して申し上げたものです。

2点目の「拠点整備の方向性」に関する御質問ですが、現在、庁舎内において横断的協議を行っている最中でございます。時間はそれほど多くありませんが、まず年度内に議員皆様へ拠点整備に係る町の構想案について報告をし、御意見を伺った上で町民の皆様へ周知できればと考えており、その上で創生会議を開催し、町が示す構想案について御意見を伺う考えでございます。

庁舎内での構想案の検討に当たりましては、これまで創生会議での議論の方向性であり、また、昨年度実施した町民アンケートにおきましても多くの御意見をいただきました「町民の利便性向上や憩いの場」としての機能を重視した上で、少子高齢化が進む本町において、まちの活気や賑わい創出に資する拠点とすることを念頭に置き協議を進めております。

3点目の「施設の運用開始までの年度別スケジュール案」につきましては、構想案と並行して協議・検討の上、併せてお示しできればと考えております。

教育長 青木 順一 君

齋賀議員の1問目「教育委員会の会議録の公開」に関する御質問にお答えいたします。

幌延町教育委員会会議規則第3条第8項では、「議事録を作成し、これを公表するよう努めること」となっております。議員御指摘のとおり、現在、町のホームページ上では令和3年度から今年度に掛けての教育委員会議の議事案件のみを掲載しております。

もちろん、過去に議事録等の閲覧請求があった場合等はしっかりと対応させていただいております。

委員会事務局としては、今後、事務事業の更なる効率化を図り、職員体制を整え、可能な限り早く、ホームページ上でも議事録の内容が閲覧できるように作業を進めていきたいと考えております。

また、公表に当たっては、議員からも御意見をいただきましたが、私の最上位目標であります「学びの権利の保障」のための学力向上や小中一貫教育、感染対策の取組や不登校への対応等について取り組んでいく過程等を、ホームページ上でも議事録の一部として公開してまいりますので、今後とも、御意見や御助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

3 番 齋賀 弘孝 君

通告に沿って質問に回答いただきありがとうございます。

今聞いていまして2、3お伺いしたいことがありますので、順番に沿って町長、教育長また関係機関の皆さんにお聞きしたいと思います。

最初に教育長さんに答弁いただいたの質問なのですが、幌延町教育委員会会議規則を見ながら質問させていただいていたのですが、いくら私が探してみても幌延町教育委員会会議規則というのは、昭和27年11月に作られて、昭和31年に改正された教育委員会会議規則しかネット上では見られないのです。それで質問したわけなのですが、今教育長がおっしゃっている教育委員会会議規則、幌延町の教育委員会のホームページどこを見たら出てきたのでしょうか、そこからまずお伺いします。

教育次長 伊藤 一男 君

議員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、町の例規集の中の教育委員会会議規則の中に記載されているものでございます。よろしくお願いいたします。

3 番 齋賀 弘孝 君

例規集ですか。分かりました。

何故この古い赤松満太郎さんの時代、幌延村の時代の教育委員会会議規則がトップページというか検索してもすぐ出てくるのでしょうか。これは早急に新しいものに直していただかないと誰が見ても幌延は村時代の教育委員会の会議規則に則って会議しているのかと思われると思いますのでよろしくお願いいたします。それとも私の調べ方が悪いのであれば私の方でお詫び申し上げます。

それで、教育長さんの答弁の中からお聞きしたいのは、なぜ今まで議事案件のみの報告だったのかをお伺いしたいと思います。

教育長 青木 順一 君

会議録の詳細について公開してこなかった理由についてですが、委員会事務局としては現行の職員体制の中で職員一同懸命に日々の業務に取り組んでいるところでありましたが、コロナ感染等、なかなか手が回らず取りかかるところからということで現状、まずは議案のみの掲載ということにさせていただいたという理由となっています。先ほど申し上げましたが今後は業務の効率化を図り、職員体制を整え可能な限り早くホームページ上でも議事録の内容が閲覧できるように作業を進めていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

3 番 齋賀 弘孝 君

分かりました。

幌延町就学指導委員会の議事録も公開する予定でありますか。

教育次長 伊藤 一男 君

議員がおっしゃっているのは教育支援委員会のことでしょうか。

(齋賀議員：就学指導委員会)

現在「就学指導委員会」という名称ではなく「教育支援委員会」に名称も変わっております。すいません、ホームページの整理ができていないかと思ひますので、後ほど確認してきちんと整理したいと思ひております。

教育支援委員会の内容等につきましては、児童生徒の特別な配慮を必要とする案件の協議となりますので公表という形にはならないということでございます。よろしくお願ひいたします。

3 番 齋賀 弘孝 君

分かりました。

昭和31年の改正された教育委員会の会議規則に則って質問していたものですから申し訳ありません。

子どもに配慮して公表しないよという、それは教育長さんが最後に述べられていたホームページ上で議事録の一部として公開していく。だから全てではなくて一部として公開していく、そういう答弁をしたと思ひてよろしいですか。

教育長 青木 順一 君

質問ありがとうございます。そのとおりです。一部としてということで、途中で公表できる部活動の地域移行とかコロナ感染対策とか、そういうものは公表できるのですが、ここにある不登校への対応ということで個人名が出てしまいますので、それに配慮して一部ということで答弁させていただきました。

3 番 齋賀 弘孝 君

大体の流れは分かりましたので、今後また新しい教育長の下で教育委員会が子供たちや幌延町民の皆さんの手によってどのように変わっていくか、議事録を見ながらいろいろ勉強していきたいと思ひますので一つよろしくお願ひします。

それでは続いて町長にお伺いした案件についてお伺いします。

地域の経済を回復させるためにということで質問したわけなのですが、何故このような質問をしたかと言いますと、特に幌延町の基幹産業である酪農は、質問した中でも言いましたように新聞紙上でも町長の午前中の同僚議員の答弁でもありましたように大変苦しい環境の中で基幹産業の酪農家の人たちが頑張っています。この苦しい環境の中でももうちょっと営農を続けてみようかと踏ん張っている方々も、今やっている精算や営農計画を作っている時にもう見切りを付けようかなと思っている方もいると思うんですよ。そういう方々をやはりもう一年頑張ろうや、もう2年でも頑張ろうやと町長、組合長と関係者、機関とお話をして、明るい話題を提供していただきたいなと思っています。

町長、この苦しい厳しい基幹産業である酪農の現状というかこの厳しさ、いつまで続くと想定されますか。町長はどういうふうに思いますか。ここ1、2年で元の景気に元の状態に戻って営農している皆がにこにこやっっていけるのではないかと、どう思われますか。

町長 野々村 仁 君

お答えいたします。予測は不可能でございますが、ここ1、2年で終わるという形ではないと思います。なぜならばと言うと、今年背負った債務が翌年、翌々年から償還が始まっていくという二重の支払いが多分増えていくのだらうと思っています。ですからそこは今の現状のままで推移したとしても相当厳しい状態が起きていくということは予測ができるかと思えます。御存じのとおり私もまだ牛飼いの端くれの下で生活をさせていただいておりますから、その現状は十分知っているつもりでもあります。

それよりも、希望と意欲だけは無くさないように何とか継続できるような支援策が経済団体の農協であります皆様方と協議をしながらやれるだけの支援をどのようにするかというのは、やはり今後きちんと詰めていかなければならないことだと認識はしてございます。

いかんせん、ここはいつまでに終わるからこうだとかああだとかではなくて、まず今、現時点で来年度もやるぞと言えるような形がどうできるのか、どのような支援がいいのかというのは農家の皆さんが農協にお願いすることもまず大前提ですけれども、農協さんと私どもができ得る限りの支援策を考えること自体、そのコミュニケーションは大事なことだと思っています。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

町長、分かりました。

何でこんな農業情勢、乳搾りの方々をこんなに困らせるような情勢になってしまったのかなといろいろ考えるわけなのですが、町長が答弁の中でこのウクライナ情勢やコロナのことも言っていましたけれど、やはり日本人が少子高齢化で若い人がいなくなって年配の方ばかりで、若い人も年配の人も同じ量の牛乳飲めよと言ってももう飲めないし、若い人が牛乳飲むかと言ったら、乳製品を飲まないで皆炭酸だとか、そういうよそのジュースばかり飲んでしまって牛乳飲まなくなった。どうしようもないんじゃないかと。

これ今酪農家が、これでもかこれでもか、付いて来れるかというぐらいの感じで淘汰されているような感じがするのですが、なぜならばこんな厳しい状況の中で牛乳搾っても、実際にもう十勝の方では毎日牛乳を1トン、2トン投げている方がいる。単位の農協の中でも生

産量が去年並み以上になっちゃったから、もう投げるしかないですよ。

幌延、ここら辺はまだ離農の方もいたからその分が搾れるのか、年度内まではまだ今一生懸命搾っていると。このTPPだとか何だか、カレント何だかという協定で、こういう状況でも外国の乳製品をある程度、バターでも脱脂粉乳でも日本に輸入してこないといけないですよ。

これはね、こういうことはもう、町長は自民党かどうか分かりませんが、酪農振興町村長会議で中央要請した、その時にそういうのをちょっと政治決断でストップして、国内で賄うようにさせたらいいのではないかとそのぐらいの発言があっても良かったかと思うのですが、どういう要請をしてどういう効果があったと思われますか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ今までの政策自体が、飲用乳飲まない、飲む、コロナで減ったその状態になってきたことから、何か急に悪化しているかというように見えるかもしれません。

ただ、国が執ってきた自由貿易の関係自体は、それぞれいろんな形の経済政策の中で何とか埋め合わせをして、クラスター事業が始まったことも経済対策の一つとして、政策として動いてきた。そこにやはり今回のこの消費部分が落ち込んできた部分がしわ寄せになり、飼料穀物がウクライナの情勢によって急騰したという話で、振り返ってみれば、1年前まできちんと搾った牛乳も生産も、皆さんが心配しているから出してやるよというような状況はなかったかのように思えます。

ただ、今までやってきた政策が全部悪いということで片付けられるような状況ではなく、やはりそこには今後我々も努力してこの状況を打破しながら、国と協議をしながら進めていかなくてはならないやはり大きな課題だと思います。

責任転嫁だけで事が片付くのならこれは物が簡単ですけども、国際グローバル化の中の政策の一つを、そうやって政策的に変えてきた一因の中もありますから、我々この町村長会議でも、そういうものを一回止めてという話も夏の要請活動のときには一部委員からも出ました。

だけどやはりそれは国際ルールですから、一遍にぽろっと変わるわけにいかない。その代わりが何かないかということを生懸命国としても考えていただいたのだろうと思っています。

それが今ようやく日本人の口になじんできたチーズ政策だったということでお話もありましたが、チーズが先ほど飲用乳としては飲まないけれど今の若い人たちはチーズの消費が莫大的に増えている。

ただ、議員も御承知のとおり、このプール計算でやられているこの加工乳の形としては、チーズ加工に回れば回るだけ乳価を落としていく、その原則は変わらない話なんですね。だからそこ自体でやはりチーズ向けも進めながら、いかに我々の地場で消費を突っ張り詰めていくか。

バターが売れているといっても脱粉が売れてなく在庫が余っていくというこのアンバランスも解消していかなければならないというところは、そこの一員としてはやはり外国の観光客がこぞって買っていただいた、日本製の菓子類が全然誰も来なくなってから、売れ残

ってしまった部分というのは大きな積み重ねの一部だと思っております。

我々もこれから皆さんの声を聞きながら、中央に行くときに、必要な思いを皆さんに届けてこようと思いますが、そこが180度その要請活動が起きたからこうなったというふうにはならない、一遍には変わらないと世界全体で今動かしている情勢の中ではないかなという気がしています。

ただ、その政策の中で、肥料、飼料の高騰分の国に対しての対策もまだ微々たるものですが、きちんとでき始めてきているとそう思っています。

ですからこれから、この部分が単発的なものではなく、去年はまだ5月、6月から始まった分ですが今年はまだ頭から入る1年分です。

多分来年度、新年度になると、もっともっと苦しい時期が来るのだと私は認識をしております。

引き続き国には強い要望をしていきます。

皆さんの御意見も団体通して、やはり力を絞って要請活動をやはり展開していかなくてはならないという気がしております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

ただいま町長から、この先もずっとだろうというお話だったと思うのですが、国に要請しても、その要請が仮に通ったとしても、明日からすぐというわけにいかない。

これやはり次の後継者の方々のためにも今、きちんと準備して要請していかないとならないんだということを改めて思いましたが、幌延町でどうしたらいいか。

幌延町で先ほど言った十勝のように、牛乳を搾り過ぎたから、枠を超えたから廃棄しないといけないというような事態を避けるためにも、隣の中頓別町さんでは中頓別牛乳というのを作っていますよ。

幌延町でも幌延牛乳というのを僅かでもいいから作って、町民の方々に飲んでいただく。うまい物だなと改めて思ってもらってそこで消費が増えていく。まず身近なことからできるそういうことをやって農村部に明るい笑顔を届けるようにしたらどうかと思いますが、新年度そういう事業も考えてみてはいかがかと思いますがどうでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

それも一理あるかとございます。

特にこういう天北の地では、6次化事業がやはり生産者の中でも進んでなかったところでもあります。

それをあそこ自体では率先して、それぞれ学校給食と週1回ですか販売するのは1日だけだと思っていましたけれども、温泉と施設に販売して、また商店でもその日作ったやつを売るといふそういう対策で加工場を作っておられる。

少なく見ても、そういうチーズ加工場をやる組織の人たちが、きちんと横でやられて加工場を造っていたその加工場、乳製品って本当になかなか加工場、保健所の検査を通るのは難しく、それ自体をやはりちょっと造っていくには大変な事業だったのですが、たまたまそこには乳製品工場が横にあったということから、そういう形がすんなりと受入れられて、そこで作業していただける方も含めて、そういう事業に取り組めたということは、すごく良

かったことだなと思っています。

先ほど午前中からの質問にもありましたけれども、本当にそういう人材だったり、やる気があったりという方々の御支援をしながら、そういうことができれば本当に1番いいことなのだろうなと思ってございます。

そういう形で進められるような形もアイデアの一つとして今後考えていければと思います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

アイデアの一つというより、ここで今すぐというのは難しいと思うから中頓別は中頓別でちゃんともう持っているわけですから中頓別さんをお願いして一緒に協力して、牛乳作って、作ってもらったやつを幌延に持って帰ってきて売るというふうな仕組みもね、手っ取り早いというか、それが1番いい方法でないかなと思うのでそこら辺も検討していただきたいと思います。

それが、宗谷圏自立、何だかというやつの役割を果たすことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先月か、先々月か機運情勢を目的としてバイオガスの講演会をしました。こういう厳しい状況の中で、機運情勢という言葉を使って関係者集まって講演会を開いたのですが、この目的は講演会で達成されましたか。

町 長 野々村 仁 君

達成されたか達成されなかったかと言えば、一生懸命こちらはやるだけで、皆さんの機運が上がったか上がらなかったかというお話でありました。

出口にどうでしたという、報告を先に受けておけば良かったのかもしれませんが、そういう状況ではなくて、今は一生懸命先ほども話しましたがバイオマスの今後、将来にわたっての必要性とか、それを有効に、今肥料が高騰して買えないという状況の中で収穫量を少しでも落とさないための有効な手立てである、一つであるということだけで、これを即座にやるとかではなくて、そういう認識を少しずつ高めていくことに意義があると私自身も考えてございますので、そういうために今まで詰めてきた報告をしながら、やはり将来こういうことにならざるを得ないのか、それともやるべきなのかという、その辺をみんなで認識をしながら話が進んでくれればと、こういう問題だけじゃなくて本当は今が、現時点が大変なので、そういうところよりももっと違うことを先にやらなければならないのかもしれないですけど、今まで流れてきた事業の報告ということで、させてもらった一部だと私自身は感じております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

今町長は3期目に入りました。

でも年度は令和4年から続いて今令和4年度の途中なのですが、令和4年度の年度当初の宗谷新聞に町長の抱負を聞いた記事があります。

その中で町長は、離農が増加傾向にある中、酪農家の共同での法人化、新規就農やヘルパ一養成のための研修牧場の開設を模索するとありました。

農業のこういう状況の中では、なかなかこういうことも、町長いろいろ考えてくれるけれ

どもなかなか難しいという状況ですか。

町 長 野々村 仁 君

私自身は、そういう形で、よっしゃと相づち打っていただければいくらかでも進めるかと思うのですが、今の形ではなかなか今を今年を来年をこういう今の見え方をしているときにはなかなか難しいのでしょうかけれども、でも先を見据えるとそういうことが必要ではないかということは、続けていきたいなと思っております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほどのそういうことを町長が今も思ってくれることをありがたく思います。

ぜひいろんな機会を通して、関係機関、特に経済団体の組合長さんらとお話をしている方向に結んでいってほしいと思います。

先ほど酪農家の個々の声を農協に届け、農協から町にお話ししていただければというお話がありましたけどね、年末、浜頓別、あっちの方の合併した農協からは国が出した肥料高騰緊急対策事業があって、府県では1万円の助成をした。ところが北海道は7,200円でした。この差額2,800円を町が負担して酪農家の皆さんのこの厳しい状況を乗り越えてもらおうということでやっておりましたが、この声は幌延町農協から町長の下には届かなかったのですか。

町 長 野々村 仁 君

現実、じかにはそういうお話は聞いてなかった、お伺いをしていなかったと思いますが、実際、これを年内に本当は配ればという思いは少しはあったところでもあります。

ただ、15日の告示が来ていないのに、そこ自体が判断する、予算折衝するのになかなか行かなかった。今担当にお願いをして1月に臨時会を開いてでも早急に出したい、そういう思いでおりますので、それは農協さんともまた相談をしながら、どの範囲がいいのか、そういう形は協議をしていこうと思っておりますし、今、宗谷管内全体でどのような対策が全町で執られたのかということの調査をさせています。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

そういう会談の機会を設けたならば、ぜひとも直近であるこの12月から来年の11月まで、一体幌延町の牛乳は増産できるのか、それともやはり減産しないといけないのか、そこら辺も何とか創意工夫で減らさないで現状維持又は少しでも1トンでも2トンでも増やせるような、国がそういうふうを決めたらどうしようもないかもしれませんが、何か、そう搾れるように、町長からもまた、関係機関を通してでもいろいろ、組合長とぜひお話をしてほしいと思いますがよろしいですか。お願いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

そのようなお話をさせていただければと思っておりますが、私の知っている限りでは、これまでの実績の枠はきちんと確保して、100を超えていない限りは、100は確保できるものだと思いますから、今の100行っていないうちの状況からいったり、これから離農するであろうかという農家の部分があったりすると、その中で皆さんが一生懸命に搾って、その枠内で収まるぐらいの努力をすることぐらいは、うちの場合にとっては何となくいいのかなと私自身思っておりますけれども、そこは専門家である組合長、または理事さんにお聞き

をしないと私の一存ではなかなかお話のできる話ではないと思っています。

ただ、縮小しなければならないという形ではないのではないかなという気がして、私はこの町村長会議の中でもそういうイメージで捉えてまいりましたが、それは分かりません。全体平均でこれから決まることですから、いや、どこの組合も、何%減少じゃなくて、伸び率を何%までにしましょうという話があるのかどうか、否かだと私は思っていますのでその辺は農協と協議をしていきたいと思います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今、営農計画を作っている段階で営農計画の書き方の一つとして、書き方は、牛乳はいいですよと搾ってもいいけれども、みんなの一体どのぐらい搾る意向があるのか分からないから、何ぼ減らせとか搾り過ぎだとかもっと搾ってもいいよとか言えないと。

個々の経営能力に応じ、個々の規模、個々の労働力に応じて、その数字を家族としっかり話し合いをして数字を変えてくださいということなので、その辺、本当に町長と組合長でお話をしていい方向に増産向けるように努力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

続いて町内商店の後継者問題をちょっとお聞きしたいと思います。

これについてはちょっと時間がありますので、1点だけお伺いします。

商工会に行って、商工会で経済を回すにはどうしたらいいのだろうといういろんなお話を聞いてきたのですが、中でも先ほど同僚議員がお話していました幌延町商工業継承支援事業、これは、商工会の皆さんでも、いや、いいものが出たと、これで後継者問題に弾みがつくねという話はしてくれたのですが、やはりそこでも課題になったのは、これはやはり商工会でも、大変な酪農家と同じように後継者問題が重要な課題です。

そこで牛飼いと同じように問題になるのは、その事業を継承する相手をどうやって見つけるかなんですよ。

よその町、先進事例ではね、行政と経済団体が一緒になって募集に加わり成功している例もあるので、幌延町もちょっと事例をまねて即取り組んではどうかと思います。

もちろん、そこには費用の問題が出るかと思います。事業継承者となる者には100万を交付する。事業を出す人もまたそれを作るのにいろいろなもので費用が掛かるから、そのときにどういうふうに事業継承していくかというのが問題になると思いますので、スムーズにこの事業をつなげていけるか、いろんな経済団体とお話をして、議論する必要があるのではないかと思います。どう思われますか。

町 長 野々村 仁 君

最近商工会ともコミュニケーションはよくさせていただいております。

その中で、その部分の継承問題はこれはまずまずだねという話は聞いていますけれども、その中身も、先ほどいろんな改定をしながらという文言も入れさせてもらいましたが、それぞれ、ただお金があったからこれでいいよねという話ではなくて、どういう使い道どういうことをするかということ自体の注文もございます。

今後そこは改定をしていながら、受けやすい状態を作っていくということがまず1点で、今新しく我々も考えていかなければならないことだと思っていますし、それからまた紹

介をする、受ける、受けない、農業も同じですが御承知のとおり後継者を新規に入れる、そのためにも研修やら何やらというのはどうしても費用の掛かる話で、もう費用掛けているわけで、商工業についても先ほど午前中の議員もおっしゃっていたとおり中小企業仲介とか紹介とかをマネジメントしていただけるようなそういうこともあるという話も聞いてございますから、そういう所にどうすればどうなるかとかということも含めてこの継承がどのようにしていけるかというのは、今後商工会とはじっくりとお話をして要望があれば我々としてはきちんと対応していきたいとそのように考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君

齋賀議員、持ち時間が残り10分となりました。

質問は、時間に合わせて簡単明瞭をお願いいたします。

(齋賀議員：分かりました。)

3 番 齋 賀 弘 孝 君

商工会に限らず農協、商工会、建設協会等々、間もなく始まる令和5年度に向けて、いろんな要望を聞いたり事業がいいか悪いか、いいですよ、いいけれども更に良くするためにここを手直ししたらいいのではないかというようなことを聞くような場を今まで以上に設けて、令和5年度の新年度予算に反映させてほしいと思っています。

町の拠点整備について1点だけお伺いします。

町長は答弁の中で、少子高齢化が進む本町においてまちの活気やにぎわい創出に資する拠点とすることを念頭に置き協議を進めているというふうにおっしゃいました。

このまちの拠点の始まりの目的は、国道40号を利用するドライバーの休憩を提供するとともに、幌延町、宗谷地域のゲートウェイ機能、吹雪等の悪天候時における一時避難箇所等の防災機能等、多様な機能を有する拠点だと。そして、その立地特性を生かし、宗谷地域を訪れる国内外観光客の交通交流における要所となることを目指すと1番最初の会議で話していましたよ。

だけど、これでは最初の目指す拠点の姿が変わってしまうのではないかなと思う。

なぜこの最初の目的が大事かというと、幌延町地域振興観光計画、サブテーマである、楽しい、おいしく、美しいに出会えるまち幌延という基本理念にのっとり戦略、8番目にあった幌延町と宗谷地域における交通交流の要所となる拠点の整備をすると言ったのに、目的、目標がずれていくのではないかと思うんですけれども、それはもう会議の中でそういうふうに創生会議委員の皆さんが決めていったのだから、当初の目的よりもずれてもいいんだという考えで、今庁舎内で会議をして検討している構想ができてくるのかということをお伺いしたいと思います。

本来ならば平成29年に拠点構想の検討をして、30年に基本計画実施設計、31年実施設計、工事をしてオリンピックがある予定だった32年に開館する予定でした。

今年、この構想を今、検討にあるのであれば、5年に検討して6年実施設計して令和8年に開館というふうな運びになるのか併せて伺います。

町 長 野々村 仁 君

今お話したとおり最初の創生会議で、この拠点という形をどのようにするかという私

の持論というか私の気持ちを述べたその文章でもあります。

しかし、それ自体が3回創生会議をしながら答申をもらってきて、町の方々それぞれいろんな形で参加をしていただいた、御意見等を頂いた中で、その部分はまだ残しておくけれども住民がもっと使えるそういう施設であってほしいというのが主な項目であったということでありました。

変えるというイメージになってしまうけれど、そこは、そういうことも残しつつもそこを重点的に住民の方がきちんと有効活用ができる施設を中心に考えながら、付帯としてそういうことも含みあってはどうなのか、そこが町中にあってもそれが可能じゃないかということが、この数年やってきた中で変わってきたところなのだと思います。

そこは、将来的に町の財産ともなる話ですから、やはり建てただけの価値だけではなく、最後まで利用されるそういういい施設であってくれればと、そういうふうにして方向が少しずつ変わってきたものだと私自身も思っていますので、そこは委員会またはアンケートそれら含みで、そういう思いの人たちの方が多数であれば、そこは私の考えではなくてそういうこと自体を生かした取組を皆さんで考えていった方がいいのかなという気がします。

工程についてもまだ今でもそういう形でありますから、皆さんが集まればそういう話にも多分なるのかもしれませんが、スタート時点、要点を集めてたたき台を作るけれどもスタート時点でどういう形で皆さんがそうしたらそういう形で進めようという時期になるのかというスタート時点がまだ見えてないので、その先々がまだ私どもでは見えないから先ほどお話をさせていただいたとおり、こういう計画のお示しもそこを進めていく中で工程をお示ししていきたいということで御理解ください。

(齋賀議員：分かりました。)

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて3番、齋賀弘孝君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

(岩川副町長：退場)

(14時11分 休 憩)

(14時11分 開 議)

議 長 高 橋 秀 之 君

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第6 同意第1号「副町長の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「副町長の選任につき同意を求めること」についての提案理由を御説明申し上げます。

副町長の職は、令和4年12月31日をもって任期満了となることから、再度、岩川実樹氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

岩川氏の住所は、幌延町栄町6番41、生年月日は昭和36年1月5日で、満61歳です。
今回、議会の同意を求める任期は、令和5年1月1日から令和8年12月31日までであります。

御存じのとおり岩川氏は平成27年1月から副町長としてその職を担っております。

岩川氏は、人格高潔、様々な見識を持ち、これまで培ってきた行政経験に基づく実行力や指導力に富んだ行政手腕は高く評価されており、加えて地域からの信望も極めて厚い人柄であることから、まさに副町長として適任であると考えますので、御同意のほど、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。

(14時14分 休憩)

(岩川副町長：入場)

休憩中に、ただいま選任されました岩川副町長より発言を求められていますので、これを許します。

副町長 岩 川 実 樹 君

貴重なお時間を拝借して御挨拶の機会をいただきありがとうございます。

ただいま、私の副町長の選任に御同意を賜りました。心より感謝とお礼を申し上げます。

また、同時にその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、野々村町長が3期目の町政執行に当たって掲げています「笑顔と希望に満ちあふれる町幌延」づくりに向けて、職員の皆さんとともに施策の推進を図り、そして次の世代にも引き継いでいけるよう全力を尽くして参る所存でございます。

今後とも、議員の皆様の御指導とごべんたつを賜りますようお願い申し上げます、簡単措辞ではございますが御挨拶とさせていただきます。

(14時16分 開議)

議 長 高 橋 秀 之 君

休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第7 議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び、日程第8 議案第2号「職員の降給に関する

条例の制定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を、一括議題といたします。

議案第1号及び議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦 君

ただいま、一括上程となりました、議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第2号「職員の降給に関する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月1日から地方公務員の定年延長制度が施行されることに伴い、本町における関係条例の一部改正議案等を上程するものであります。

改正の主な内容としましては、現行60歳となっている一般職の定年を65歳まで段階的に引き上げること、また管理監督職の勤務上限年齢制の導入、また60歳に達した職員の給料7割措置の開始等となっており、併せてそれらに関連する条例の整合性を調整するものとなっております。

それでは、議案第1号から御説明しますので、お手元に配布の議案第1号資料の新旧対照表を御覧願います。

なお、各条例改正における字句の修正や引用条文の調整等については説明を割愛させていただきます。

最初に1ページ、改正条例の第1条は「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」の一部改正の規定で、基本的に60歳に達した職員は降給の対象となりますが、その職員が仮に減給されているとき、降給後の給料における減給額が減給限度額である10分の1を超える場合、減給額を減らすこととする改正です。

次に、改正条例の第2条は「職員の給与に関する条例」の一部改正の規定で、定年延長制度の施行により職員の再任用制度が廃止されますが、再任用短時間勤務職員の制度は継続となりますので、名称を定年前再任用短時間勤務職員とすることに伴う条文の調整を行うものです。

5ページをお開きください。

中段の附則は、60歳に達した職員の給料についての規定で、14項から20項までは、地方公務員法の一部改正に準じ、その給料月額を7割相当にすることに関する規定であり、本制度を過不足なく遂行するための所要の改正となっております。

また、別表第1及び第2につきましては、再任用短時間勤務職員の名称変更に伴う字句の修正です。

次に8ページ、改正条例の第3条「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正の規定ですが、これは地方公務員法改正に伴う引用条文の調整によるものです。

次に、改正条例の第4条「幌延町職員の定年等に関する条例」の一部改正の規定ですが、9ページの第3条では、職員の定年を60歳から65歳に、医師の定年を職員と整合性を保つ点から5年延長することとし、65歳から70歳へそれぞれ延長する改正です。

第4条では、定年延長における特例を定めており、60歳を迎えた職員が、やむを得ず管理監督職を継続するときは町長の承認が必要であり、かつ期限も3年を超えることができない旨、規定するものです。

第6条から13ページの第11条までは、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定であり、管理監督職にある者が60歳を迎えた際の基本的な処遇について規定されています。基本的には、60歳を迎えた職員は管理監督職に就くことができないため、降任等させることとなりますが、その際に遵守すべき事項や特例的に管理監督職期間を延長する際の事項等を規定するものです。

第12条及び14ページの第13条は、定年前再任用短時間勤務制に関する規定であり、60歳以上を迎えた職員は、短時間勤務による採用をすることもできる旨、規定するものです。

第14条では、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める旨、規定するものです。

次に附則ですが、第3項及び第4項では定年に関する経過措置を規定しており、第3項では職員について、第4項では医師について、それぞれ令和5年4月1日から隔年で1歳ずつ定年を延長していくこととしています。第5項では、職員が60歳を迎える前年度において、60歳以降の勤務の意志を確認するよう努めることとする旨、規定するものです。

次に、改正条例の第5条「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正の規定ですが、再任用短時間勤務職員の名称変更に伴う字句の修正です。

次に、改正条例の第6条「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正の規定ですが、育児休業を取得することができない職員に、定年延長された管理監督職を追加しようとするものです。

次に、改正条例の第7条「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正の規定ですが、派遣可能職員に、定年延長された管理監督職員を追加しようとするものです。

次に、改正条例の第8条「幌延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部改正の規定ですが、これは地方公務員法改正に伴う引用条文の調整によるものです。

次に附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、附則第36項の規定のみ公布の日から施行することとしています。

なお、本附則は41項で構成され、全8条からなる各条例の一部改正の経過措置等について規定されています。詳細説明は割愛させていただきますが、本制度を過不足なく施行するための規定である旨、御理解いただければと思います。

次に議案第2号「職員の降給に関する条例の制定について」説明させていただきますので、議案を御覧ください。

この度の定年延長制度の施行に伴い、管理監督職の勤務上限年齢制や60歳に達した職員の給料7割措置の開始により、本人の意に反する降給が発生することから、対応するための条例を整備しようとするものであり、また本町においては、職員の分限に関する条例に降

給の規定を設けていないため、それらも含めた形での条例を制定しようとするものです。

第1条は本条例の目的を、地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降給に関するものと規定しています。

第2条は降給の種類を、降格、降号及び地方公務員法に規定する降給と規定しています。

第3条は降格の事由を、60歳に達した職員の給料7割措置に伴うもののほか、任命権者が必要と認める場合について、規定するものです。

第4条は降号の事由を、任命権者が必要と認める場合について、規定するものです。

第5条は降給させる場合の通知について、また第6条では降給に関して医師の診断が必要な場合の受診命令に関する規定となっています。

第7条では、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

最後に附則ですが、第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、第2項及び第3項では、再任用制度の経過措置中における降給の取扱い及び通知方法について規定しています。第4項では地方公営企業法等の規定を受ける職員の降給に関しては、本条例の規定を準用することとしています。

以上、議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

議案第2号について質問をいたします。

まずこの議案第2号が例えば本町の条例の例規集で見たときにどの部分に入ってくるのかというのが1点と、給与条例のところの例えば初任給昇給昇格等の基準に関する規則の中の第21条に降格という文言が出てきますが、この降格と、この降給に関する条例の関係性を知りたいのと、わざわざその第21条に降格という文言があるにもかかわらず、この降給に関する条例を制定しなくてはならなかった事由を説明願います。

総務財政課長 早 坂 敦 君

お答えいたします。

まず始めに、こちら新規設定する条例がどの部分に入るかというようなことですが、こちらに関しましては、今現在当町の方にも設定しています分限に関する条例、こちらの次に入るような形に考えております。それから給与条例にあるものと今回一部重複しているのではないかと御質問かと思いますが、先ほどの提案理由の中でも御説明させていただきましたけれども、基本的に、今回この降給に関する条例の制定についてということで新たに制定させていただいたのは、やはりその定年延長というのが一つ理由としてございます。

60歳を迎えた職員は、管理監督職に就けないというような形になるのですが、その場合といたしまして、60歳を超えますと給料が7割に下がるというようなことが地方公務員法で規定されております。それと管理監督職になりませんので、例えば課長職であったら係長職に降給、降格させるという形になりますので、そういった適用をさせるために今回この条例を規定させていただいたということが大きな目的という形になってございま

す。

重複している理由というふうにも見えるかもしれませんが、今回この条例を設定した主な目的としてはそういう形ですので、そういった形で御理解いただきたいと思います。

7 番 西 澤 裕 之 君

その部分は理解いたします。

降格、降給に関しては60歳定年というところに関わらないと。例えば懲戒処分を受けた方というのは、懲戒処分を受けたものに関しても各降給というのは適用されるのかなというふうに思っていますが、その際もその中身についてはいろいろ項目があって、その中で人事評価についても挙げられると思います。令和4年10月7日に総務省から出ている副大臣通知の中にも、人事評価をして人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映させてくださいというような文言があるのですが、降格、降給の場合はそういうこともあるでしょうが、この昇給に関してこの人事評価を十分に反映させるというのは、今まで定期昇給みたいな形で号俸が上がっていくとは思っているのですが、その人事評価をした上で、例えばすぐ、何ていうのでしょうか更に上というか評価が良かった場合に定期昇給以上の号俸を上げていくというようなシステムがこの幌延町に存在しているのかどうか、まず1点お伺いします。

総務財政課長 早 坂 敦 君

そちらに関しまして以前は特別昇給という形で規定がございましたが、今現在は運用されておりませんので、そういった規定について今は整備をされていない状況です。

この人事評価に関しましては、既にうちの町におきましても実施しているところであり、それをこういった給料の方に反映させるということは、当然やっていかなければならないことだと思っています。

この条例の規定で、第1段階の準備がまずは整ってきたというところで、今回はこの条例を制定させていただいたことも一つの目的となっているということで御理解いただきたいと思います。

7 番 西 澤 裕 之 君

3回目の最後になりますが、ということであれば、今後、人事評価を適正に反映させるという意味においては、以前あったようなその特別昇給みたいなことも、今後また復活というか考えていかなければならないという理解でよろしいのでしょうか。

総務財政課長 早 坂 敦 君

もちろんそのような形の評価も当然考えていかなければならないと考えております。

なかなかちょっと今現在うちの町で人事評価を行っておりますが、そこまで踏み込んだ形の評価までに達していないという部分も内容としてはございます。ですのでその辺りも含めて、総合的に今後制度をきちんと整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号及び議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、14時45分まで休憩します。

(14時31分 休憩)

(14時45分 開議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第3号「幌延町空家等の適切な管理に関する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古草 勝 君

議案第3号、幌延町空家等の適切な管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、国が定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町における空家等に関する対策を、総合的かつ計画的に推進し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、公共の福祉の増進と、地域の振興に寄与することを目的として制定しようとするものであります。

それでは各条毎に御説明いたします。

まず、第1条では、特別措置法に定めるもののほか、先ほど申しあげました、条例の目的について規定しております。

第2条では、この条例において必要な用語の定義について規定しております。

第3条では、特別措置法やこの条例の目的を達成するための、基本理念について規定しております。

第4条では、空家等の管理は、所有者が行うという大原則について規定しております。

第5条では、空家等対策への協力や、情報提供等により、地域全体で空家等対策に取り組むという、住民等の責務について規定しております。

第6条では、空家等対策の基本理念にのっとり、特別措置法やこの条例の目的を達成するため、空家等対策計画に基づいた対策を総合的かつ計画的に行うという、町の責務について規定しております。

第7条では、特別措置法第6条の規定に基づく、空家等対策計画の策定及び公表について規定しております。

第8条では、空家等対策の推進に係る、庁内横断的な組織体制である、庁内連携会議について規定しております。

第9条では、特別措置法第7条第1項に基づく、空家等対策協議会の設置について、別に条例で定めていることを規定しております。

第10条では、特別措置法第9条において定められている立入調査について、条例の施行に必要な限度において、行うことができる旨を規定しております。

第11条では、特別措置法第10条において定められている、町が保有する情報の内部利用、及び関係団体への情報提供依頼について、必要な限度において行うことができる旨を規定しております。

第12条では、特別措置法第12条において定められている、所有者等への情報提供、助言等の援助について規定しております。

第13条では、調査により、空家等が特定空家等に該当すると判定された際は、協議会での協議を経て、特定空家等に認定する旨を規定しております。

第14条では、特別措置法第14条第1項から第8項で定められた、特定空家等への助言・指導、勧告、命令等に関する措置について、協議会での協議を経たうえで実施する旨を規定しております。

第15条では、特別措置法第14条第9項に定められた行政代執行について、協議会での協議を経たうえで実施できる旨を規定しております。

第16条では、特別措置法第14条第10項に定められた略式代執行について、協議会での協議を経たうえで実施できる旨を規定しております。

第17条では、特定空家等の所有者が、やむを得ない事情により、自らが必要な措置を講ずることができない場合にあっては、町長に対し、自己の負担において、必要な措置の実施を代行することを依頼できることを規定しております。

第18条では、適正な管理が行われていない空家等に、倒壊等の著しい危険が切迫し、他に危害や損害を与えるおそれがあると認められるときは、予防又は被害の拡大を防ぐために、所有者等の同意を得て、必要最小限の措置を講ずることができる旨を規定しております。

ただし、所有者等が判明しない場合や、同意を得るいとまがないときは、町長の判断で実施できることとしております。

また、措置を実施した場合はその内容を所有者等に通知、又は公表するものとし、措置に要した費用については、所有者等から徴収することを規定しております。

第19条では、この条例の目的を達成するために必要があると認められるときは、関係する行政機関等へ協力を要請することができる旨を規定しております。

第20条では、この条例による規定は、管理不全な状態にある空家等の所有者と、そのことにより害を被る者との間で、民事による解決を図ることを妨げないことを規定しております。

最後に第21条ですが、この条例の他に必要な事項については、別に規則で定めることを規定しています。

次に附則であります、

この条例は、令和4年12月20日から施行することとしております。

以上、議案第3号「幌延町空家等の適切な管理に関する条例の制定」についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋 秀之 君

これより、質疑を行います。

5 番 無量谷 隆 君

大変いいことでないかなと思うのですが、以前に土地、家とのバンク制度というか、制定がありました。それらについての整合性がどのようにつながってくるのかなということと、これが8条と12条に関連してくるのかなという感じがするのですが、その辺の内容を聞きたいのと、もう一つ、あれですね。まず、それで。

住民生活課長 古 草 勝 君

お答えいたします。

ただいま御質問にありました空き地、空き家バンクとの整合性につきましては、第7条におきまして空家等対策計画を作成するものとしておりますが、その計画の中で、空き家、空き地バンクの活用について掲載をしております。そこで関連があると思っております。以上です。

5 番 無量谷 隆 君

なかなかバンクという言葉が出てこないから、あれ整合性はどうかと思ったのですが、そのようなことでありました。

今現在幌延町でも歳を召した方が、一応持家を持っている方がおります。そういう中で、持ってはいるのですが実際は高齢者施設に入っているという形で、基本的には私から見ても空き家に該当するのではないのかなという感じがするのですが、それらの一応持家を持っている高齢者に対しての助言、あるいは土地のバンクとか、そういう空き家に完全にならないうちに推進するような条例というかそれはどのような条例に該当するのかな。

住民生活課長 古 草 勝 君

ただいま御質問にありました高齢者等の空き家問題ですとか空き家バンクの登録につきましても、先ほど御説明いたしました空家等対策計画の中で策定しておりますので、条例の方にそれらの文言の明記というのはございませんが、空家等対策の中でしっかりと対策を考えているということであります。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第10 議案第4号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」、日程第11 議案第5号「幌延町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、日程第12 議案第6号「幌延町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」、日程第13 議案第7号「幌延町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、日程第14 議案第8号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び幌延町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の5件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第8号を、一括議題といたします。

議案第4号から議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

ただいま、一括上程となりました議案第4号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定」について、議案第5号「幌延町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定」について、議案第6号「幌延町下水道事業の設置等に関する条例の制定」について、議案第7号「幌延町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定」について、議案第8号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び幌延町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度の4件の新規条例制定議案と1件の関係条例の整備に関する条例の制定議案につきましては、平成31年1月に総務省大臣通知等により、国から示された「公営企業会計適用の推進について」とする通達によるもので、各自治体に対し、人口3万人未満の市町村における簡易水道事業及び下水道事業について、令和6年4月までに公営企業化に向けたロードマップが示され、公営企業法適用の要請を行っているものです。

これを受け、本町の簡易水道事業並びに下水道事業について、特別会計から公営企業会計へ移行することとし、令和5年4月1日からの施行を目指し、新たに4つの条例を制定するものです。

また、新たな条例制定により、地方公営企業法の適用となることから、関係する8つの条例の改正と4つの条例の廃止をするものであります。

議案第4号と議案第6号並びに議案第5号と議案第7号につきましては、同様の規定内容となっておりますので、議案が前後いたしますが、それぞれ一括での説明とさせていただきます。

なお、各条例の詳細につきましては、常任委員会にて説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

議案第4号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定」について及び議案第6号「幌延町下水道事業の設置等に関する条例の制定」について説明いたします。

第1条では、事業を設置する目的について規定しており、簡易水道事業では浄水を町民に

供給するため、下水道事業では公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全に資すること等を目的として、事業を設置する旨を規定しています。

第2条では、地方公営企業法第2条第3項等により、財務規定を適用する旨について規定しています。

第3条では、両事業の経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業の規模を規定しています。第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている経営の基本原則を引用しています。第2項から第3項では、事業規模について規定しており、各事業の事業計画にある区域、処理人口、処理能力を規定しています。

第4条では、幌延町の簡易水道事業及び下水道事業における重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容を700万円以上かつ土地については5,000平方メートル以上のものと規定しています。

第5条では、地方公営企業法第34条の規定により、賠償責任の免除について規定し、賠償額が10万円以上の場合には、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができるものとしています。

第6条では、会計管理者が執行する会計事務について規定し、一般会計部門の会計管理者に委任することとしています。

第7条では、負担付きの寄付の受領や法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決が必要となる要件を定めており、負担付きの寄付又は贈与の目的物価額及び、損害賠償の額の決定についてそれぞれ100万円以上と規定しています。

第8条では、業務状況説明書類の作成について作成期限等を規定しています。

第1項では、作成時期について定めており、規定された期日までに業務状況説明書類を作成することとしています。

第2項では、業務状況説明書類に記載する事項を定めています。

第3項では、天災等の止むを得ない事情により、期日までに作成が間に合わなかった場合について規定しており、その場合速やかに書類を作成しなければならないとしています。

それぞれの附則につきましては、本条例は令和5年4月1日から施行することを規定しています。

次に議案第5号「幌延町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」及び議案第7号「幌延町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」説明いたします。

第1条では、条例の趣旨について規定しています。簡易水道事業及び下水道事業の運営において、剰余金が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることとしています。

第2条では、利益が生じた場合の処分等について規定しています。

第1項では、毎事業年度、利益が生じた場合の処分の順番について定めています。

第2項では、積立金を目的別に積み立てることとし、各号に定める目的以外の用途に使用できないことを定めています。

第3項では、積立金を使用した場合には、資本金に組み込むこととしています。

第4項では、議会の議決を得た場合のみ、目的外に積立金を使用できることを定めていま

す。

第3条では、資本剰余金が生じた場合の処分等について規定しています。

第1項では、毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に積み立てることとしています。

第2項では、資本金の処分に係る方法と順番について定めています。

それぞれの附則につきましては、本条例は令和5年4月1日から施行することを規定しています。

続きまして、議案第8号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び幌延町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」について御説明いたします。

本条例は、地方公営企業法の適用に伴い、8つの条例の改正と4つの条例の廃止を行うものです。

配布しております議案第8号資料新旧対照表により説明させていただきます。

資料1・2ページを御覧ください。

第1条の「監査委員に関する条例の一部改正」と第2条の「幌延町監査の執行に関する条例の一部改正」は同様の改正内容となっておりますので、一括での説明とさせていただきます。

改正の内容としては、従来、地方自治法の規定により、監査委員による監査を受けておりましたが、簡易水道事業及び下水道事業は地方公営企業法の規定を参照することとなるため、参照法令を追加することにより、従来どおり監査を受けることとするものであります。また、改正内容の中に指定金融機関に「等」を追記するものがありますが、これは現在、普通会計が契約している指定金融機関の他に、企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関の指定として新たに「出納取扱金融機関」と契約を行うものであります。

資料3・4・5ページを御覧ください。

第3条「幌延町簡易水道事業財政調整基金条例の一部改正」、第4条「幌延町簡易水道事業減債基金条例の一部改正」、第5条「幌延町簡易水道事業建設改良基金条例の一部改正」、第6条「幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正」につきましても、同様の改正内容となっておりますので、一括での説明とさせていただきます。

改正の内容は、地方自治法の規定による「歳入・歳出」としていた規定について、公営企業では「収入・支出」を用いることから、文言の改正や追加を行うものであります。

第7条「幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正」につきましては、議案第6号で上程いたしました「幌延町下水道事業の設置等に関する条例」にて、個別排水処理施設の設置に関する規程を追加したことから、設置の規定を削除するもので、第3条第3項につきましては、「幌延町下水道事業の設置等に関する条例」にて追加した個別排水処理施設の設置に関する規定に改正するものであります。

資料6ページを御覧ください。

第8条「幌延町簡易水道事業給水条例の一部改正」につきましては、参照条例を次条第9条で廃止する「幌延町簡易水道事業設置条例」から、新規制定する「幌延町簡易水道事業の

設置等に関する条例」に改正するものであります。

第9条「幌延町公共下水道設置条例」「幌延町下水道事業特別会計条例」「幌延町簡易水道事業設置条例」「幌延町簡易水道事業特別会計条例」の4つの条例につきましては「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例」「幌延町下水道事業の設置等に関する条例」の制定により、廃止とするものであります。

附則につきましては、本条例は令和5年4月1日から施行することを規定しています。

以上、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4号から議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号「令和4年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

始めに大変申し訳ありませんが、補正予算書に誤りがありましたので、訂正をお願いできればと思います。

一般会計補正予算書の16ページ上段の表になりますが、2一般職、(1)総括で補正後の職員数225とありますが、これを228に、またその2段下、比較6とありますが、これを9にそれぞれ訂正をお願いいたします。

関連しまして、18ページになります上段の表、ア会計年度任用職員以外の職員で補正後の職員数77とありますが、これを80に、またその2段下、比較マイナス2とありますが、これをプラスの1にそれぞれ訂正をお願いいたします。

予算書に不備があり、大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないようチェック体制の強化等努めたいと思います。

それでは改めまして、議案第9号「令和4年度 幌延町一般会計補正予算 第5号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、幌延町民プール補修事業の増、原油価格の高騰による各公共施設の光熱水費及び燃料費の増、町道上問寒10号線道路横断管改修工事を次年度に見送ったことによる減、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の精査。それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1 ページをお開きください。

第1条 第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ7,937万5千円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を48億6,607万円にしようとするものです。第2項 第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、1款「町税」545万6千円の減、10款「地方交付税」1,301万3千円の増、14款「国庫支出金」1,956万8千円の増、16款「財産収入」600万2千円の増、18款「繰入金」6,000万円の減、19款「繰越金」1,981万9千円の増、21款「町債」8,100万円の減等で、歳入合計7,937万5千円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、3款「民生費」1,179万4千円の減、4款「衛生費」799万6千円の減、7款「商工費」459万8千円の減、8款「土木費」4,735万3千円の減、10款「教育費」445万9千円の増、12款「公債費」1,486万4千円の減等で、歳出合計7,937万5千円の減額補正です。

第2条 繰越明許費ですが、4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費については、幌延町民プールの更衣室を早急に補修する必要がありますが、今年度内に補修を完了させることが見込まれないため、令和5年度に繰り越して使用することができる経費として、10款4項「社会教育費」の幌延町民プール補修事業495万円です。

第3条 債務負担行為ですが、6ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為」については、大家畜経営の体質強化と安定的発展を目的とした大家畜特別支援資金の借入金に係る利子補給で、令和4年度 大家畜特別支援対策事業利子補給、期間が令和5年度から令和9年度まで、限度額は185万8千円です。

第4条 地方債の補正ですが、8ページをお開きください。

「第4表 地方債補正」については、事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計6億5,610万円を5億7,510万円に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、問寒別地区農業用水道施設改修事業1億2,140万円を8,960万円に、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業1億470万円を7,290万円に、下水道施設改修事業1,650万円を1,090万円に、次のページの臨時財政対策債3,330万円を2,610万円に補正するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

始めに歳出ですが、各科目に計上しています、職員の人件費については、採用や退職、人事異動等による人件費の精査による補正となっております。

44ページをお開きください。

2款1項2目「自治振興費」の産業・地域振興センター運営事業では、電気料の予算不足が見込まれるため、光熱水費404万8千円の増、エネルギー関連情報収集事業では、新型コロナウイルス感染症の影響でエネルギー関連施設見学会の実施を見送ったこと等により、エネルギー関連情報収集事業924万4千円の減、集落支援活動運営事業では、4月に新た

に2名の地域おこし協力隊の採用を見込んでいましたが、採用できていませんので、人件費の精査により、集落支援活動運営事業560万9千円の減です。

46ページをお開きください。

2款1項5目「財産管理費」の庁舎管理費では、役場庁舎ボイラーの熱交換器交換のため修繕料288万4千円の増、電気料の予算不足が見込まれるため、光熱水費102万3千円の増です。

54ページをお開きください。

3款1項1目「社会福祉総務費」の社会福祉管理費では、決算見込みの精査により、幌延町社会福祉協議会への補助金510万2千円の減、国民健康保険診療所特別会計繰出金では、国民健康保険診療所特別会計の決算見込みの精査により、国民健康保険診療所特別会計への繰出金216万3千円の増です。

56ページをお開きください。

3款1項3目「老人福祉費」の介護保険特別会計繰出金では、介護保険特別会計に属する職員の人員配置を4名から3名に変更したことにより、介護保険特別会計繰出金805万7千円の減です。

老人福祉管理費では、幌延町社会福祉協議会が実施している、訪問介護事業に対する支援として、ホームヘルプサービス支援事業132万1千円の増です。

62ページをお開きください。

4款1項5目「保健施設費」の幌延町立歯科診療所運営事業では、歯科診療報酬の増に伴う、歯科診療業務335万5千円の増です。

4款3項1目「簡易水道費」では、簡易水道事業特別会計の決算見込みの精査により、簡易水道事業特別会計への繰出金234万円の減です。

66ページをお開きください。

6款1項8目「辺地整備事業費」では、開進地区浄水場の緩速ろ過設備を修繕する必要があることから、農業用水道管理費344万3千円の増です。

72ページをお開きください。

8款2項1目「道路維持費」の道路維持管理費では、道路横断管修繕料等の決算見込みの精査により、道路維持管理費742万円の減、町道上問寒10号線道路横断管改修事業では、6月補正で予算計上したところですが、入札不調が続き、今年度内に工事の完成が見込まれないため、次年度に改めて予算計上することとし、町道上問寒10号線道路横断管改修事業2,979万9千円の減です。

74ページをお開きください。

8款3項2目「下水道費」では、下水道事業特別会計の決算見込みの精査により、下水道事業特別会計繰出金405万円の減です。

9款1項1目「常備消防費」では、北留萌消防組合の前年度繰越金の予算計上により、北留萌消防組合負担金208万3千円の減です。

78ページをお開きください。

10款2項1目「学校管理費」の小学校総務費では、電気料の予算不足が見込まれるため、

光熱水費404万9千円の増です。

10款3項1目「学校管理費」の中学校総務費においても、電気料の予算不足が見込まれるため、光熱水費356万4千円の増です。

82ページをお開きください。

10款4項6目「体育振興費」の幌延町民プール補修事業では、令和3年度に更衣室等を改修し、今年度のオープンから改修後の更衣室を利用したところですが、更衣室の床材が腐食したため、早急に改善策を実施し、令和5年度のオープン前に補修を完了させる必要があることから、修繕料493万7千円の増です。

84ページをお開きください。

12款1項1目「元金」では、令和3年度の地方債発行額の確定により1,393万7千円の減、2目 利子では、令和3年度に借入れた地方債の利率が見込んでいた利率よりも低率だったことにより92万7千円の減です。

次に歳入ですが、28ページにお戻りください。

1款1項1目「個人町民税」では、事業所得の減により、個人町民税630万5千円の減です。

1款2項1目「固定資産税」では、償却資産が当初の見込みを上回ったことにより、固定資産税696万9千円の増です。

10款1項1目「地方交付税」の普通交付税では、今回の補正予算の財源として、普通交付税1,301万3千円の増です。

30ページをお開きください。

13款1項2目「衛生使用料」では、歯科診療報酬が当初の予定を上回ることが見込まれるため、歯科診療報酬335万5千円の増です。

14款2項2目「民生費国庫補助金」では、幌延町民臨時生活支援事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定でしたが、他の事業へ充当先を変更する必要が生じたので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,623万円の減です。

32ページをお開きください。

14款2項6目「商工費国庫補助金」では、先に説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当先の変更により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,123万円の増です。

14款2項7目「農林水産業費国庫補助金」においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当先の変更による500万円、また、新たに「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として配分された1,667万1千円を「幌延町強い農業・担い手づくり支援事業」の財源に充当することにより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,167万1千円の増です。

34ページをお開きください。

16款2項3目「物品売払収入」では、道路維持や防雪柵の更新等により生じた老朽化した鉄製品を、鉄くずとして売払いしたことによる、物品売払収入612万5千円の新規計上

です。

18款1項2目「ふるさと創生基金繰入金」では「幌延町強い農業・担い手づくり支援事業」の財源として充当していましたが、事業費の一部に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することにより、ふるさと創生基金繰入金2,500万円の減です。

36ページをお開きください。

18款1項5目「公共施設等整備基金繰入金」では、道路横断管修繕料及び町道上問寒10号線道路横断管改修事業の財源として充当していましたが、決算見込みの精査により、公共施設等整備基金繰入金3,400万円の減です。

19款「繰越金」では、令和3年度決算における繰越額から繰越明許費分を除いた純繰越金1億3,418万8千円と現行予算との差額1,981万9千円の増です。

21款「町債」につきましては、第4条 地方債の補正で説明していますので省略いたします。

以上、議案第9号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

54ページの3款1項1目社会福祉総務費の中の、社会福祉管理費で幌延町社会福祉協議会に補助金として上げているものが減になっております。

これは、人件費なのかなと思っていますが、この中身について説明願います。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただいまの社会福祉管理費の社会福祉協議会補助金の510万2千円の減ですが、当初の予算計上におきましては、社会協議会独自で事務局長を採用してというところでの補助金の算定をしておりましたが、現在、町の方から職員が出向という形でありますので、そちらの人件費につきましては、町の一般会計の方から支出されているということで、この度、その給与分ということで減額をしております。

7 番 西 澤 裕 之 君

当初、予定していてすぐに、そういう状況で職員が出向してという形で出ていたところと思うのですが、この事業費の精査というのは、おおむね12月にやるべきことで例えば6月の定例会で、この事業費を精査するということにはなかなかならないという理解でよろしいでしょうか。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

事業費の精査につきましては、例年12月をめどにということでありましたので、12月に精査をさせていただいたところです。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

4 番 植 村 敦 君

73ページの先ほどの説明で、町道の上間寒の横断管補修工事が不調でできなかったという説明でしたが、ちょっとどういうことだったのかお聞きします。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

お答えいたします。

先ほど総務財政課長からも御説明があった内容なのですが、本事業につきましては6月補正にて予算計上をさせていただきました。

入札は2度行っております。いずれも入札不調という結果になっています。

原因といたしましては、指名させていただいた各社さんの理由は、技術員の配置が難しいという理由で不調に終わっているということです。

土木工事が一段落する時期である冬期施工も検討したのですが、現場が非除雪路線であること、また、それに伴い除雪等が絡んできますから、工事費が割高になること等を踏まえたら、やはり冬季間施工は現実的には厳しいだろうということで、6月補正で計上し承認いただきました本事業ですが、来年度また改めて早期発注を行い工事着手したいと考えています。以上です。

4 番 植 村 敦 君

6月補正で上げて、これ年度内に工事の必要があるという判断で発注したのですが受注者の方というか業者の方がなかなか合わなかったと、管理者がいなかったということなのですが、町内の業者ということの対象で進められたと思うのですが、緊急であれば他町の業者にも手を伸ばすという考え方はなかったということですか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

おっしゃるとおり先ほども御説明したとおり2回入札を行っております。

1回目につきましては町内の業者さんを指名させていただいて入札を行いました。各社、先ほど説明したとおり技術員の配置が難しいということで2回目につきましては、町外のうちの方に指名を出していただいている業者さんに一応指名をさせていただいたのですが、2回目も1回目同様、技術員の配置が難しいということで、全社辞退となっております。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて歳出の一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

4 番 植 村 敦 君

まず35ページの先ほど物品売払い収入の612万5千円、結構大きな数字、聞くと鉄くず等々の売払いということですが、もうちょっと具体的にどういう物件だったのかお聞きします

総務財政課課長 早 坂 敦 君

お答えいたします。

物品売払い収入、612万5千円ということですが、こちら先ほどもちょっと提案理由の中でも触れさせていただきましたが、これまで道路維持業務とか、そういったところで防雪柵、こういったものを更新するに当たって撤去した古い物を取り置いておきました。保管といますか管理していたということでございます。

今年度に至りまして、鉄の販売価格といたしましうか、単価がかなり上昇してきているということも踏まえまして、このタイミングでまとめて売らせていただいたということでございます。

4 番 植 村 敦 君

分かりました。

続いて37ページの北海道文化財団助成金というのが新規で出ています。

この12月のこの時期に新規という、どういう意味合いがあつてこういう、どういう性質の助成金なのかお聞きします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

植村議員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、毎年やっております舞台芸術鑑賞事業の関係の助成金となります。

こちらについては付くか付かないかというのが申請してみないと分からないということで、当初はちょっと上げさせていただいておりません。申請して、ほかの事業との兼ね合いで、本年度については文化財団の助成金が付いたということで、この度新規で計上させていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、「歳入一括」の質疑を終わります。

これより、「総括」の質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

教育行政報告にも話題として挙がっておりませんでしたので改めてちょっと心配で伺います。

幌延小学校の児童が地区の予選、地区の本選と上がって行って、11月の全国大会に出場した「第13回ヨーロッパ国際ピアノコンクールインジャパン」のこれは文化スポーツ大会参加補助金出ないのですか、出るのですか。出ないのであればなぜ出ないのか、どういう状態なのか教えてください

教育次長 伊 藤 一 男 君

齋賀議員の御質問にお答えいたします。

こちらの方につきましては今回全国大会ということでございますが、文化の関係につきましては常任委員会等でも御説明させていただいていますが、多岐多様にわたりまして、大会の趣旨ですとか大会の在り方ですとか。その辺をきちんと調査した上で補助の対象とい

うこととございますので、現在その辺も含めて委員会の方で協議をして、きちんと要綱を整理されてからということとございましたので、ちょっと時間を要していることとございます。基本的には、議員おっしゃられましたとおり全国大会ということですので、今後補助金の対象になるかならないか審議の上、補助金が出せるということであれば補助金の方を支出してまいりたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

これはもっとスピード感があって早急に出すべきだと私は思いますよ。

なぜならばというと、今年の7月13日に幌延小学校のバレーの子供たちが全国大会へ行くときは、あんなに急いで予算化してあげたのに、今回は11月27日にもう大会が既に終わっているという。また、7月13日の常任委員会の席上において、伊藤次長は自らうちの町に住んでいて、個人的にピアノをやっている全国大会に行くということだと、そういう方たちを対象にしていきたいということで、実際に自分がお話ししてくれたんですね、例題としてね。せっかくピアノで行かせたいということをお話ししているし、またこういうことをすることによって、青少年の健全育成及び文化スポーツにおける活動の普及発展と明るく豊かな町民生活のより一層の向上を図りたいと考えている。併せて、子育て支援の一端と捉えている。と言うのだから、どんな冠大会であっても出すべきだと。

出す範囲についても、田村主幹はこう言っています。表彰式ですとか発表会の時には、大会に付き添わなければいけない方が必要であれば、その方については対象経費の中なのかなと考えておると。もうそこまで話が具体的に進んでいたのに、今また対象になるかどうか検討しているというのはちょっと教育委員会の中としては前回のスピードアップとは全く逆になってしまう。もうちょっとスピードアップを図って欲しいと思うし、ぜひ、全国大会まで行っていい成績を収めて帰ってきたわけですから、スピーディーに年内に結論を出してきちんと処理してほしいと思います。

なぜこんなに遅くなったかということ、多分学校との情報共有がなっていないかと思うんですね。こういう要綱があるから、もしそういう大会で行く児童生徒がいるなら教育委員会に知らせてほしいと。そういう情報があればすぐ速やかに対処できたのではないかと思いますので改めて伺います。

教育次長 伊 藤 一 男 君

できるだけスピーディーに対応していきたいと思います。

今回の案件につきましては、対象者につきまして町外のピアノ教室に通われているということで、なかなか御本人自体も遠慮していたというようなところも実際あったものから、こちらの方になかなか連絡が伝わってこなかったということとございました。

新聞等で報道されてからの動きになってしまったものですから、ちょっと遅くなってしまったなというところで、その辺は反省したいと考えております。

議員おっしゃられるとおりで補助金が支給できるように、今全力で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号「令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第10号「令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、歳入では国民健康保険税額の減、基金繰入金の増、歳出では、人事異動に伴う人件費の減、交付金の精算による返還金の増、及び予備費の減等であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算」の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から589万7千円を減額し、歳入歳出の予算総額を、それぞれ4億1,528万5千円にしようとするものであります。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要を御説明いたします。

18、19ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目「一般管理費」では、人事異動に伴い、給料で78万9千円の減、職員手当で84万9千円の減、共済費で42万7千円の減、旅費の精査により8万9千円の減、合わせて215万4千円の減額であります。

2款3項1目「出産育児一時金」では、件数の精査により42万円の増額であります。

20、21ページをお開きください。

5款1項1目「特定健康診査等事業費」では、健診受診者の確定により、委託料103万円の減額、6款1項1目「償還金」では、普通交付金及び特別交付金の精算により、返還金361万2千円の増額であります。

8款1項1目「予備費」では、各事業費の精査、及びこの度の補正に伴う調整として、700万円の減額であります。

次に歳入であります。14、15ページをお開きください。

1款1項1目「一般被保険者国民健康保険税」では、税額の確定に伴い医療給付費分で1,112万2千円の減、後期高齢者支援金分で378万1千円の減、介護納付金分で255万

7千円の減、合わせて1,746万円の減額であります。

4款2項1目「基金繰入金」では、この度の補正による財源不足に伴い633万3千円の増額であります。

5款1項1目「繰越金」では、前年度繰越金の確定により455万5千円の増額であります。

以上、議案第10号、令和4年度「幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所 特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第11号についての、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩 川 実 樹 君

議案第11号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、看護師等職員の欠員不補充や給与改定等に伴う人件費の調整、国の指定難病患者の治療に要する費用等業務費の調整、及び新型コロナウイルスワクチン接種等に伴う代替医師を確保するための費用として医師業務強化費を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ855万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9千132万4千円にしようとするものです。

また、第2項の「歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額」は、事項別明細書によりその概要を御説明いたします。

20ページをお開きください。

まず歳出ですが1款1項1目「診療所費」は、既定の予算額3億4千790万8千円に579万1千円を追加し、3億5千369万9千円にしようとするもので、補正の内訳を右の説明欄の黒丸、事業費別に説明いたします。

「診療所人件費」は、職員の給与改定と、年度内に採用を見込んでいる看護師に係る人件費のうち、欠員補充できなかった月分の人件費等を調整するもので、2節「給料」で54万円の減、3節「職員手当」で90万9千円の減、4節「共済費」で120万4千円の減額です。

また、職員手当のうち、特殊勤務手当につきましては、新型コロナの影響により発熱外来患者が増加傾向にあり、感染症等防疫作業手当の不足が見込まれることから、72万9千円の増額です。

これらの事由により「診療所人件費」としては192万4千円の減額です。

「診療所業務費」は、調理、事務及び医療技術に係るパートタイム会計年度任用職員の欠員不補充により、1節「報酬」で183万円の減額、3節「職員手当」で11万6千円の減額、4節「共済費」で14万5千円の減額です。

その他、給与改定やその調整に伴い2節「給料」で42万3千円の増額、3節「職員手当」で53万8千円の減額です。また、職員手当のうち、特殊勤務手当につきましては、新型コロナの影響により発熱外来患者が増加傾向にあり、感染症等防疫作業手当の不足が見込まれることから、88万7千円の増額です。

10節「需用費」では、胃カメラ用ビデオスコープの修理のため修繕料で57万5千円の増額、賄材料費は入院患者数の減少に伴い給食材料費54万7千円の減額、医薬材料費は、国が指定する難病患者を治療するために必要な注射液購入費として598万3千円の増額です。

12節「委託料」では、23ページを御覧ください。

発熱外来患者の増加に伴い、看護師の使い捨て防護用品等の医療廃棄物が増えていることから廃棄物処理業務委託料31万2千円の増額です。

13節「借上料」では、入院患者数の減少に伴い寝具や患者衣の使用が減っていることから17万円の減額です。

17節「医療機械器具費」では、尿検査実施時の読み込み用バーコードリーダーやCTでの大腸検査を実施する際の補助具の購入として10万2千円の増額です。

26節「公課費」では、令和3年分消費税及び地方消費税の確定に伴い、98万1千円の増額で、これらの事由により、「診療所業務費」としては591万4千円の増額です。

「診療所管理費」は、営繕業務に係るフルタイム会計年度任用職員の給与改定等により、2節「給料」で4万9千円の増、3節「職員手当」で4万3千円の増、4節「共済費」で1万5千円の減額です。

10節「需用費」の修繕料では、空調機を修理するため83万6千円の増額、光熱水費では、電気料金の不足が見込まれることから147万1千円の増加で、これらの事由により、「診療所管理費」としては238万4千円の増額です。

「医療機器等整備事業」は、当初予算で御承認いただきましたエレベーターバスの更新や、臨床検査システム及び測定装置等の購入に係る契約執行残59万3千円の減額です。

次に、1款1項2目「医師業務強化費」は、既定の予算額3千186万6千円に275万9千円を追加し、3千462万5千円にしようとするもので、補正の内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種時等の代替医師確保に係るこれまでの実績と今後の予定分を見込み、報酬として199万2千円、職員手当で21万円、費用弁償で52万7千円の増額です。

また、11節の「通信運搬費」では、出張医宅用のインターネット回線をADSLから光回線へ移行するための費用等で、3万円の増額です。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

1款1項1目の「診療所使用料」は、既定の予算額1億1千878万9千円に638万7千円を追加し、1億2千517万6千円にしようとするもので、補正の内訳は、1節「入院料」で、入院患者見込み数を1日当たり6.0人から3.7人に下方修正したことにより、760万円の減額です。

3節「外来診察料」では、歳出、診療所業務費の医薬材料費でも触れましたが、患者が当診療所で国が指定する難病に係る治療を受ける際の外来診察料増加分として606万4千円を見込み、また、1日当たりの外来患者見込み数を、内科・外科では49人から50人に、診療内科では54人から52人に修正したことにより、792万3千円の増加を見込み、外来診察料全体で1,398万7千円の増額です。

3款1項1目の「一般会計繰入金」につきましては、この度の補正の調整により、既定の予算額1億5千735万9千円に216万3千円を追加し、1億5千952万2千円にしようとするものです。

以上、議案第11号の提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

4 番 植 村 敦 君

今の説明あったのですが、外来が増えて入院患者が減ったということで補正修正したということですが、外来の増えた要因というのは、発熱外来が、要するにコロナの関係の患者が結構あったのかなというふうに思っております。

そこでお聞きしますが、先般、国の方で国内産のコロナの治療薬、ソコーバと言いましたか、品名、これを各診療病院に配布するということをおっしゃっております。

うちの町、小さい町ですけれども、発熱外来を設けて患者を診ているという状態の中で、この治療薬が配布の対象になっているのか、いないのかお聞きします。

事務次長 若 本 聡 君

コロナの治療薬に関しましては、一応うちの診療所の方針としましては薬を処方するというものではちょっと考えておらず、うちで診察して結果を患者さんにお知らせするというので、あと解熱剤とかを処方して熱を下げるとかそういうことで、治療するというふうにしておりまして、特別薬を出してというのは今のところ考えておりません。以上です。

4 番 植 村 敦 君

考えていないということなのですが、これはいろんな症状の患者さんがおられてこの診療所にまずかかって、陽性か陰性かという判断を仰ぎながら、当然解熱剤等々の薬を処方されるという流れは分かっているのですが、せっかく国が緊急承認して全国に行き渡るよいうという形でやられているこの国内産の薬を、やはりうちの診療所でも、取れるのであれば保有して、そういった患者さんにできるだけ速やかに回復をしてもらうという措置をすべきではないかと思うのですが、事務次長どう考えていますか。

副町長 岩 川 実 樹 君

考えていないというより多分、まずこのソコーバについては全国的にちょっと様子見の傾向にあるようなことをちょっと聞いておりました。効果とか副反応ですとかが分からないということで様子見の傾向があると聞いておりますので、多分、診療所の医師の方でも、少しその辺の状況を見極めた上で処方するかしないかという判断はしていくのではないかなというふうに、多分頭から否定しているのではなくて、少し状況観察という状況というふう認識しております。

4 番 植 村 敦 君

できれば速やかに購入できるものであれば、購入して町民のそういう患者さんに処方していただきたい。

私の聞いている範囲では副作用等々の問題は今のところ起きていないという情報も聞いておりますし、これが、今の誰でもかかりうる状況になってきているということを考えると、そういった飲み薬もやはり処方していくというのが安心して暮らせる医療体制の一つじゃないかなと思うので、検討するのは結構ですが、速やかに、手に入るものであれば手に入れて町民に服用してもらうということをお願いいたします。

副町長 岩 川 実 樹 君

そういった声があるということは、しっかり医師に伝えてまいりたいと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号「令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第12号「令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正は、広域連合納付金の確定による負担金の増が主な要因であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算」の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に37万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ4,563万6千円にしようとするものであります。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要を御説明いたします。

8、9ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目「一般管理費」では、会議に係る旅費5万円の減額です。

2款1項1目「後期高齢者医療広域連合納付金」では、今年度納付金の確定に伴い、保険料等負担金79万円の減、療養給付費負担金121万円の増により、納付金総額で42万円の増額です。

次に歳入であります、6、7ページをお開きください。

2款1項「一般会計繰入金」は、繰出基準に基づき、それぞれ精査した結果、1目「事務費繰入金」で4万9千円の減、2目「保険基盤安定繰入金」で90万8千円の減、3目「療養給付費繰入金」で121万円の増、合わせて25万3千円の増額としております。

3款1項1目「繰越金」では、前年度繰越金の確定により11万7千円の増額であります。

以上、議案第12号「幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の提案理由の説明といたします

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第13号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定ともに人事及び給与改定等に伴う人件費の調整によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から805万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,582万6千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億2,797万8千円に、介護サービス事業勘定は784万8千円となります。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

まず、保険事業勘定から御説明いたします。

20ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の「一般管理費」では、本年度の人事において配属職員が4名から3名に減少したことに加え、給与改定や勤勉手当支給率改正及び共済組合等負担金の負担率変更等に伴い、給料で368万4千円の減、職員手当で248万2千円の減、共済費で176万7千円の減で保健事業勘定人件費全体で793万3千円の減額です。

次に歳入であります。18ページにお戻り願います。

6款1項4目「その他一般会計繰入金」は、職員給与費等繰入金で、この度の人件費の補正と同額の793万3千円の減額です。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

24ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の「一般管理費」では、給与改定や勤勉手当支給率改正等に伴い、給料で1万6千円の増、職員手当で14万円の減で介護支援事業人件費全体で12万4千円の減額です。

次に歳入であります。22ページにお戻り願います。

2款1項1目「一般会計繰入金」は、介護支援事業繰入金で、この度の人件費の補正と同額の12万4千円の減額です。

以上、議案第13号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第13号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第14号「令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第14号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第14号「令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査により現行予算に過不足が見込まれることから、これらを補正するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ503万5千円を減額し、歳入歳出の総額を8,766万9千円にするものであります。

第2項の「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の「第2表地方債補正」であります。4ページをお開き願います。

簡易水道事業債の簡易水道施設改修事業並びに公営企業会計適用債の地方公営企業法適用化事業は、事業執行精査により、簡易水道施設改修事業の限度額1,220万円を1,020万円に、地方公営企業法適用化事業の限度額1,230万円を1,170万円に、それぞれ減額するものであります。

以下、歳出、歳入の順に御説明いたします。

20ページをお開き願います。

1款1項1目「水道管理費の簡易水道事業人件費」は、人事院勧告による勤勉手当率の改正や共済組合・退職手当組合負担金の利率変更により、期末勤勉手当3万4千円、退職手当

組合負担金8万円等、総額26万6千円を減額するものであります。

水道管理費の光熱水費は、電気料高騰により現行予算に不足額が生じることから76万8千円を増額するものであり、水道管理費と地方公営企業法適用化事業の委託料につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、163万9千円を減額するものであります。

2目「水道整備費の工事請負費」は、事業執行により不用額が見込まれることから、382万8千円を減額するものであります。

次に歳入であります。18ページにお戻り願います。

1款1項1目、簡易水道費負担金、22万5千円の増は、電気料高騰により、原子力研究開発機構へ給水している配水ポンプ場の電気料の増加に伴う負担金の増額です。

4款1項1目「一般会計繰入金」の234万円の減は、事業執行により建設改良費並びに起債額が確定したことから、一般会計からの所定の繰入金を減額するものであります。

4款2項1目、財政調整基金繰入金の274万4千円の減は、事業費の歳出補正に伴い、繰入金を減額するものであります。

5款1項1目、繰越金は、前年度決算により繰越金が324万4千円と確定しましたので、現行予算50万円の差額の274万4千円を増額するものであります。

7款1項1目、簡易水道事業債の簡易水道施設改修事業並びに公営企業会計適用債の地方公営企業法適用化事業につきましては、「第2表地方債補正」で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第14号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第14号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第15号「令和4年度幌延町下水道事業特別会計 補正予算」の件を議題とします。

議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第15号「令和4年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査により現行予算に過不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1 ページをお開き願います。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,090万6千円を減額し、歳入歳出の総額を2億1,637万7千円にするものであります。

第2項の「第1表、歳入歳出予算補正」につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の「第2表地方債補正」であります。4ページをお開き願います。

下水道事業債の下水道施設改修事業並びに公営企業会計適用債の地方公営企業法適用化事業は、事業執行精査により、下水道施設改修事業の限度額1,660万円を1,090万円に、地方公営企業法適用化事業の限度額1,230万円を1,170万円に、それぞれ減額するものであります。

以下、歳出、歳入の順に御説明いたします。

18 ページをお開き願います。

1款1項1目「一般管理費」の下水道事業人件費は、人事院勧告による給与改定や共済組合・退職手当組合負担金の利率変更により、給料2万9千円の増、共済費2万8千円の減とするものであり、一般管理費と地方公営企業法適用化事業の委託料につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから、90万2千円を減額するものであります。

2目「施設管理費」の光熱水費は、電気料高騰により現行予算に不足額が生じることから117万6千円を増額するものであり、委託料につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから185万9千円を減額するものであります。

3目「施設整備費」の工事請負費は、事業執行により不用額が見込まれることから1,924万8千円を減額するものであります。

次に歳入であります。16ページにお戻り願います。

2款1項1目「下水道使用料」12万1千円の減、並びに2目「個別排水使用料」13万4千円の減は、当初予算を下回る収入となることが想定されるため、減額補正をするものであります。

3款1項1目「下水道費国庫補助金」では社会資本整備総合交付金の確定により、1,030万円の減額補正です。

4款1項1目「一般会計繰入金」の405万円の減は、歳出予算の減額補正に伴い、繰入金が減額となるものであります。

7款1項1目「下水道事業債」並びに2目「公営企業会計適用債」の減額につきましては、「第2表 地方債の補正」で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第15号の提案理由といたします。
議 長 高 橋 秀 之 君
これより、質疑を行います。
質疑の方法は、歳入、歳出一括して行いたいと思います。
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
これより歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第15号は、討論を省略し原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査、研究のため、本日より、次期定例会までの間、本議会は、必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度議長において指名したいと思います。
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます、

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第23 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和4年12月7日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から

所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和4年第7回幌延町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

(16時17分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 _____

署名議員 番 _____

署名議員 番 _____

以上、記録する。

主 任 横山 薫